

【資料】

アメリカ大統領選挙 ——制度・歴史・課題——

資
料

森 脇 俊 雅

- 1 はじめに
 - 2 大統領選挙制度の概要
 - 3 大統領選挙の展開
 - (1) 建国期の大統領選挙
 - (2) 政党の登場と大統領選挙
 - (3) 腐敗選挙と改革
 - (4) 大統領選挙の現代化
 - 4 大統領選挙制度の課題と改革
 - (1) 選挙権の拡大
 - (2) 予備選挙の導入
 - (3) 政治資金規正
 - (4) メディア選挙の普及
 - (5) 投票環境の改革
 - 5 むすびにかえて
- 注

1 はじめに

トランプ大統領が再選をめざした2020年大統領選挙は波乱に富み異例の展開となった。コロナ禍の拡大は選挙の手続きやスケジュールに重大な影響を及ぼした。また、投票についても郵便投票や早期投票が全面的に導入され、そのことは投票率の向上に資する結果となったものの、手続きや方法について異論や疑義が続出した。さらに、現職トランプ大統領が選挙戦のさなかから郵便投票に反対し、選挙結果に同意せず、結果の確定を妨害する言動を繰り返した。選挙結果を正式に確定させる議会手続きがおこなわれた2021年1月6日には扇動

された群衆が連邦議会議事堂に乱入する騒ぎとなった。

このような経過と結果から2020年大統領選挙はアメリカ大統領選挙に汚点を残し、民主政治を傷つける事態になった。しかし、大統領選挙をめぐる紛糾や対立はこれまでもしばしば発生している。2020年選挙だけが問題や汚点を残したわけではない。選挙をめぐる紛糾や対立は建国期から現代まで続いているのである。

アメリカのみならず国際関係にも重大な影響を及ぼすアメリカ大統領選挙は、1789年の第1回から230年以上も経過し、その間、制度や規定は幾度も変更されている。そもそも間接選挙という仕組みもわかりにくさや複雑さを倍加させている。ことに近年間接選挙をめぐる問題や紛争が増加しており、このような選挙の正当性への疑問がしばしば提起されている。

すなわち、11月初めの一般投票により各州に配分された大統領選挙人を選び、選ばれた選挙人が12月中旬に正式に大統領・副大統領を選ぶ二段階の選挙が行われているが、このような大統領選挙制度については批判も多い。この制度を変更するには、合衆国憲法の改正が必要になるが、実はこれまでなんども改正が提起されてきている。ただし、憲法改正には上院と下院両院の3分の2の多数の賛成と4分の3の州の賛成という高いハードルがあり、州の中に根強い反対もあって実現に至っていない。⁽¹⁾

そもそも合衆国憲法は1787年開催の憲法制定会議で制定され、4分の3の邦（合衆国成立後、州となる）の批准により成立とする規定により、1788年に4分の3の邦で批准に達したことから発効した。加入する邦の同意により成立したのである。同憲法第6条において「連邦優位の規定」があり合衆国は州に優越するが、制定会議では邦ごとの利害対立や独自性尊重の意識もあって円滑に批准が進んだわけではない。⁽²⁾ それぞれの邦内で憲法案成立後もその承認をめぐって対立や論争が起きている。合衆国は州に優越すると述べたが、成立のために邦間で妥協が必要となり、奴隷制など棚上げにした問題や州にゆだねる権限が多いのも事実である。州の意向を尊重せざるをえないのである。

このことはアメリカ大統領選挙制度を検討するとき、考えておかなければならない。大統領選挙といえども選挙自体は州ごとに行われ、州の法律に基づいて実施されることである。もちろん、合衆国大統領を選ぶ選挙であるので合衆

246(1172) 法と政治 72巻3号 (2021年11月)

国の法律、つまり連邦法で規定されているが、それだけではなく州法によっても規定されている。とくに選挙運動、投票方法、集計手続きなどは州法により規定され、そして州ごとに異なる。日本のように公職選挙法という一本の法律で国と地方のすべての選挙が統一的に規定されているわけではないのである。

本稿ではアメリカ大統領選挙の制度的仕組みと選挙の歴史的展開を記述する。そして重要な制度変更については歴史的展開のなかで説明をする。また、これまでアメリカ選挙制度については全国レベルの規定に焦点がおかれがちであった。それでは十分ではなく、先にも述べたように州レベルの動向も不可欠である。そこで制度の歴史的展開のなかで生じる諸問題解決のための連邦と州の改革努力を指摘するとともに、今後の課題にも言及する。

2 大統領選挙制度の概要

大統領選挙の制度的仕組みの最も根本的な規定は合衆国憲法であり、実施の詳細は各州の選挙法により明記されている。その意味や問題点を説明するために、実際の選挙の段階をたどって検討することにしたい。本稿では記憶に新しい2020年大統領選挙の経過を取り上げて憲法や州法の規定を検討する。この選挙を通じてアメリカ大統領選挙の課題や問題点が明らかになっている。

まず、大統領候補者資格については、合衆国憲法第2条第1節(5)に明確に規定されている。すなわち、「何人も、出生による合衆国市民あるいはこの憲法確定時に合衆国市民でなければ、大統領となることはできない。35歳に達しない者、または14年以上合衆国の住民でない者は、合衆国大統領となることはできない」。ここで、「出生による合衆国市民」とは「合衆国で出生したか、あるいは国外で出生しても両親が合衆国市民であること」と解される。

大統領候補者資格については、あまり知られていないが、合衆国憲法ではさらに次のような規定がある。憲法修正第12条によれば、「選挙人は各々その州に会合し、秘密投票によって、大統領および副大統領を決定する。この二人の内、少なくとも一人は選挙人と同じ州の住民であってはならない」とされる。例えば、11月初めの一般投票で選ばれたテキサス州の大統領選挙人は12月中旬に大統領と副大統領をそれぞれ選ぶが、そのさい大統領と副大統領ともにテキサス州の住民であってはならないという規定である。どちらか一人は州外の住

民でなければならない。⁽³⁾

さて、よく知られているように、大統領選挙は党の候補者を選ぶ予備選挙・党員集会と党の候補者同士が競う本選挙の2段階がある。このうち、予備選挙・党員集会は2月から6月にかけて州ごとに実施され、基本的に州法の管轄事項である。予備選挙を実施するのかそれとも党員集会にするのか、いつ実施するのかなどについても州で決められる。例えば、ニューヨーク州では2020年ニューヨーク州選挙法により2020年6月23日に予備選挙を実施すると定められ、さらに6月13日から6月21日にかけて早期投票の期間としている。⁽⁴⁾ちなみに2020年ニューヨーク州選挙法はニューヨーク州が管轄するすべての選挙に関する規定が盛り込まれており、全文800ページ近い膨大な文書である。

なお、ニューヨーク州の予備選挙は遅い方で、最も早いのがアイオワ州の党員集会で2月3日、つづいて2月11日のニューハンプシャー州の予備選挙があり、そして3月8日に14州参加のスーパーチュズディが前半のヤマ場となった。2020年には従来ニューヨーク州と並んで遅い時期に予備選挙を行っていた最多の有権者数を有するカリフォルニア州がこのスーパーチュズディに参加するとし、候補者決定に大きな影響を与えるのではないかと予想された。しかし、2020年はコロナ禍が急速に拡大し、予備選挙の延期や中止が相次いだ。また、投票方法として郵便投票の適用拡大や早期投票も進められたが、これらも州の決定である。

共和党トランプ、民主党バイデンが指名を確実にし、次の段階として党大会が予定されていたが、コロナ禍のなかで延期や規模縮小を余儀なくされた。民主党は7月13日-16日開催予定を1か月延期し、参加者数を大幅に縮小した。共和党は8月24日-27日に予定通り開催したものの、やはり規模や行事を縮小した。選挙運動はコロナ禍のなかでリモートの活動が中心となった。大規模な集会や演説会は中止され、あるいは縮小された。これらは州や地方政府のコロナ対策もたらした影響である。

終盤の天王山といわれるのが、大統領候補テレビ討論である。これはテレビが一般家庭に普及していた1960年選挙のときから実施され、女性有権者連盟などにより設立された民間の運営団体が主催し、連邦法や州法の規定にはない。討論の形式や回数は一定しておらず、主催者と候補者陣営の話し合いで決めら

れる。2020年は現職トランプ自身が新型コロナウイルスに感染し、当初3回の予定が2回の実施となった。

大統領選挙の一般投票は11月最初の月曜日の次の日と定められている。これは1845年に連邦法で規定されており、それ以前は州ごとに異なっていたが統一されたのである。当時は農業社会のため秋の収穫が終わり、積雪で交通が困難になる前の時期として設定された。日曜日は安息日であり、月曜日に投票所が設けられた郡庁所在地まで丸一日かけて行く必要があり、火曜日となった。

2020年大統領選挙では11月3日が投票日であったが、10月下旬から各地で早期投票が始まった。例えばニューヨーク州では10月24日から11月1日が早期投票期間とされた。そして郵便投票の適用拡大が進んだ。新型コロナウイルス感染拡大以前からコロラド、ハワイ、オレゴン、ユタ、ワシントンの5州が郵便投票を認めていた。方法はすべての有権者に事前に投票用紙を郵送し、有権者は記入した投票用紙を郵送するかあるいは各地に設置された回収箱に投入する。投票日に指定の選挙サービスセンターで投票することもできる。

新型コロナウイルス感染拡大にともない、これら5州に加えて病気や長期出張などを要件としていた州も要件を削除や緩和して実施した。結局、郵便投票の利用要件のない州が34州、郵便投票の利用要件を緩和した州が9州、郵便投票の利用要件をとくに緩和しなかった州が7州となった。州により対応が分かれる結果となったが、郵便投票拡大に反対する共和党知事の州では緩和に消極的であった。⁽⁵⁾

郵便投票においては、手続きや期限などが州により異なり、11月3日の投票日を過ぎても一般投票の結果が確定しない状態が続いた。すなわち、郵便投票の場合、本人確認のためあらかじめ届けた署名との一致が求められるが、署名のしかたが州により異なり、また、期限も厳格な州、延着を認める州など違いがあった。

このような経過を経て選ばれた大統領選挙人については、1787年制定の合衆国憲法第2条第1節(2)において「各州はその州議会の定める方法により、その州から連邦議会に選出できる上院および下院の議員の総数と等しい数の選挙人を任命する」と規定されている。そのため、建国当初には大統領選挙人を州議会が選任する州、一般投票により選任する州、そして両方の混合の州とさま

さまであつた。現在のようにすべて一般投票で選任していたわけではなかったのである。

2020年大統領選挙後、トランプ前大統領は一般投票において僅差で敗北した接戦州で共和党が州議会の多数派となっている州共和党幹部に大統領選挙人の任命について圧力をかけたと伝えられたが、それはこの規定が念頭にあったからではないか。一般投票の結果がどうであれ、州議会が大統領選挙人を選任する権限を有していると解釈し、共和党多数の州議会の権限で選挙人を決定しようとしたのではなからうか。しかし、11月の一般投票の結果を否定することにほかならず、さすがに当該共和党幹部もそれに応じなかった。

そして同条同節(3)において「選挙人はそれぞれの州で会合し、秘密投票によって2名を選挙する」と規定される。2名を選挙することの意味は後段の規定で明らかになる。「最多得票数が選挙人総数の過半数である場合には、その最多得票者が大統領となる……大統領に選任された者に次いで最多得票をした者が副大統領となる」とされる。つまり、選挙人総数の過半数を獲得した最多得票者が大統領になり、次点が副大統領となったのである。

上記の規定は、1804年の修正第12条により「選挙人は、その投票において大統領として投票する者を指名し、別の投票において副大統領として投票する者を指名する」と改められている。つまり、大統領と副大統領をそれぞれ別に選ぶ方式になった。これは後述する1800年大統領選挙での混乱と紛糾から、制度改革がなされたためである。

第2条第1節(3)では、つづいて「選挙人は得票者およびそれぞれの得票数の表を作成し、これに署名し証明をしたうえで封印をし、上院議長に宛て、合衆国政府の所在地に送付する。上院議長は、上院議員および下院議員の出席の下に、すべての証明書を開封し、次いで投票が計算される」と規定される。2021年1月6日にトランプ支持派の群衆が議会で乱入して妨害しようとしたのは、この手続きである。

「もし過半数を得た者のない場合は、……下院が大統領を選任する。ただし、この方法で大統領を選挙する場合、各州の下院議員団はそれぞれ1票を有するものとし、投票は州単位で行う」とされる。人口規模の大きい州と小さな州とでは大統領選挙人の数に大きな違いがある。しかし、下院の投票で決するとき

はどの州も1票である。アメリカ合衆国が連邦制国家であることを示すものである。

2021年1月6日に議会に乱入したトランプ支持派は、議事を混乱させて大統領選挙人が送った投票用紙の開票を妨害し、下院での投票に持ち込むねらいがあったのではないかと懸念されている。通例は事務的手続きに過ぎず、簡単に終了する議事であるが、このときは明らかに前年12月の大統領選挙人による投票を否定しようとする活動である。下院での州別投票になれば、共和党に有利となり、一般投票の結果をくつがえすことができる。これについても後述するが過去の大統領選挙では下院の投票に持ち込まれた事例があり、大統領選挙人数で少数の候補者が逆転勝利をしているのである。⁽⁶⁾

ところで、大統領選挙人は11月初めの一般投票で州ごとに選ばれるが、実際には投票者は個別に選挙人を選ぶわけではない。投票用紙には各党の大統領候補と副大統領候補がセットで記載されており、支持する候補を選ぶ。そして州ごとに集計して最多票を獲得した候補者の政党の選挙人が一括して選ばれる。通例、州党大会で各党の大統領選挙人のリストが決定されている。

選ばれた選挙人は12月第2水曜日の次の月曜日に州都に集まり、正式に大統領と副大統領を選ぶ。そのさい、選挙人は自らの党の候補者に投票することを義務づけられているわけではない。自分の党の候補者とは異なる候補者に投票することは可能である。連邦法はこれを認めている。

このような選挙人は不誠実な選挙人(faithless elector)といわれ、ごく稀に発生していたが、2016年大統領選挙では民主党から5人、共和党から2人も発生した。西部ワシントン州は12人の大統領選挙人を有し、一般投票では民主党クリントンが勝利したので、12人の選挙人はクリントンに投票することとされていた。ところが、12月の投票では12人中3人がコリン・パウエルに、1人が先住民活動家に投票した。ハワイ州もクリントンが獲得したが、4人の大統領選挙人中1人がクリントンではなく、サンダースに投票した。共和党トランプが獲得したテキサス州で選ばれた大統領選挙人38人の中の1人はトランプではなくジョン・ケーシックに、いま1人はリバタリアンのロン・ポールに投票している。

連邦法では認められていると述べたが、現在、その発生を防止するために32

州でなんらかの罰則を設けて党の候補者に投票することを義務づけている。違反した場合には州法により罰金を科したり、刑事罰が加えられたりする。例えばオクラホマ州では1000ドル、サウスカロライナ州では500ドルの罰金が科せられる。合衆国最高裁はこのような州法を合憲として⁽⁷⁾いる。

大統領選挙人にはどのような人が選ばれるのか。合衆国憲法第2条第1節(2)の後段で「ただし、両院の議員、または合衆国政府の下で信任あるいは報酬を受ける官職にある者は、選挙人に任命されてはならない」とされる。そのため州政党の幹部や州議会や地方議会議員などが選ばれる。例えばニューヨーク州のアンドルー・クオモ知事(当時)は、2016年と2020年大統領選挙において同州からの大統領選挙人に選ばれている。大統領選挙人は12月中旬に州都に集まって形式的に投票する存在であり、実際の権限のない名誉職であるが、費用弁償も規定されている。例えばニューヨーク州では1日当たり15ドルと居住地から投票場所まで1マイル当たり13セントとな⁽⁸⁾っている。

大統領選挙人数は合衆国憲法の規定により下院議員数と上院議員数を合計した数である。現在、下院議員総数は435人、上院議員総数は100人であり、合計535人であるが、1961年の憲法修正第23条によりワシントン DC には3人の大統領選挙人が配分されたので、大統領選挙人総数は538人である。

なお、各州の上院議員数は2人で固定しているが下院議員数は10年ごとの国勢調査結果により再配分される。したがって変動があり、各州の大統領選挙人数もこれにともない変動する。表-1は2020年国勢調査に基づく各州の人口と再配分された下院議員数と大統領選挙人数である。2024年大統領選挙より適用される。

当初、大統領の任期は4年とされたものの、任期回数制限はなかったが、初代ワシントンが2期8年で退任をしたため、それがその後の慣行となった。フランクリン・ローズベルトは第2次世界大戦もあり3選と4選をはたしたが、1951年修正第22条で「何人も、2回を超えて大統領の職に選出されてはならない。他の者が大統領として選出された場合、その任期内に2年以上にわたって大統領の職にあった者または大統領の職務を行った者は、何人であれ1回を超えて大統領の職に選任されてはならない」となった。

1963年11月に暗殺されたケネディ大統領のあと大統領に昇格したジョンソン
252(1178) 法と政治 72巻3号 (2021年11月)

表-1 2020年国勢調査に基づく大統領選挙人数（州別）

州	再配分人口	下院議員数	上院議員数	大統領選挙人数
アラバマ	5,030,053	7	2	9
アラスカ	736,081	1	2	3
アリゾナ	7,158,923	9	2	11
アーカンソー	3,013,756	4	2	6
カリフォルニア	395,786,757	52	2	54
コロラド	5,782,171	8	2	10
コネティカット	3,608,298	5	2	7
デラウェア	990,837	1	2	3
フロリダ	21,570,527	28	2	30
ジョージア	10,725,274	14	2	16
ハワイ	1,460,137	2	2	4
アイダホ	1,841,377	2	2	4
イリノイ	12,822,739	17	2	19
インディアナ	6,790,280	9	2	11
アイオワ	3,192,406	4	2	6
カンザス	2,940,865	4	2	6
ケンタッキー	4,509,342	6	2	8
ルイジアナ	4,661,468	6	2	8
メイン	1,363,582	2	2	4
メリーランド	6,185,278	8	2	10
マサチューセッツ	7,033,469	9	2	11
ミシガン	10,084,442	13	2	15
ミネソタ	5,709,752	8	2	10
ミシシッピ	2,963,914	4	2	6
ミズーリー	6,160,281	8	2	10
モンタナ	1,085,407	2	2	4
ネブラスカ	1,963,333	3	2	5
ネバダ	3,108,462	4	2	6
ニューハンプシャー	1,379,089	2	2	4
ニュージャージー	9,294,493	12	2	14
ニューメキシコ	2,120,220	3	2	5
ニューヨーク	20,215,751	26	2	28
ノースカロライナ	10,453,948	14	2	16
ノースダコタ	779,702	1	2	3
オハイオ	11,808,848	15	2	17
オクラホマ	3,963,516	5	2	7
オレゴン	4,241,500	6	2	8
ペンシルベニア	13,011,844	17	2	19
ロードアイランド	1,098,163	2	2	4
サウスカロライナ	5,124,712	7	2	9
サウスダコタ	887,770	1	2	3
テネシー	6,916,897	9	2	11
テキサス	29,183,290	38	2	40
ユタ	3,275,252	4	2	6
バーモント	643,503	1	2	3
バージニア	8,654,542	11	2	13
ワシントン	7,715,946	10	2	12
ウェストバージニア	1,795,045	2	2	4
ウィスコンシン	5,897,473	8	2	10
ワイオミング	577,719	1	2	3
計	331,108,434	435	100	535

(注) ワシントン DC の再配分人口は除外してある。ワシントン DC には大統領選挙人 3 名が配分されるので、大統領選挙人数総数は 538 人である。

出所 U. S. Department of Commerce, U. S. Census Bureau のデータより作成。

資
料

は1964年大統領選挙で再選をはたした。修正第22条の規定では彼はもう1期務めることができたが、1968年大統領選挙にさいしては不出馬を決断している。

3 大統領選挙の展開

(1) 建国期の大統領選挙

表-2 第1回から1824年までの大統領選挙

年	参加州	大統領選挙人数	一般投票	勝者(政党)	獲得大統領選挙人
1789	10	69	—	ワシントン (F)	69 (100%)
1792	15	135	—	ワシントン (F)	132 (97.7%)
1796	16	139	—	アダムズ (F)	71 (51.1%)
1800	16	137	—	ジェファーソン (DR)	73 (53.3%)
1804	17	176	—	ジェファーソン (DR)	162 (92.0%)
1808	17	176	—	マジソン (DR)	122 (69.3%)
1812	18	218	—	マジソン (DR)	128 (58.7%)
1816	19	221	—	モンロー (DR)	183 (82.8%)
1820	24	235	—	モンロー (DR)	231 (98.3%)
1824	24	261	365,833	J. Q.アダムズ (I)	84 (32.2%)

F=連邦派, DR=民主共和派, I=無所属

出所 Lyn Ragsdale, *Vital Statistics on the Presidency, Revised Edition* (Congressional Quarterly, 1998), p. 102.

まず、憲法制定会議においてどのようにして大統領の選出方法が決まったのかをスチーブン・ウェインの説明にしたがって述べておく⁽⁹⁾。ウェインによれば、3つの案が検討された。第1案はバージニア案といわれるもので議会が選出する方式である。バージニアからの代議員ジェームズ・マディソンはこの方式を提起した。当時、8つの邦が知事をこの方法で選出しており、実際的で好都合と思われた。しかし、権力分立の原則から執行部門の独立性が問題となった。第2案は国民の直接投票で選出する方式である。しかし、これには反対論が多かった。憲法制定会議の多くの代議員がこの方式では適切な人物が選ばれない恐れを感じていた。そこで提案されたのが第3案で間接選挙方式である。提案したのはペンシルベニアからの代議員ジェームズ・ウィルソンでもともと直接投票の支持者であったが、反対が多いことから代替案として提出した。これにはルーサー・マーティン、グーベルナー・モリス、アレグザンダー・ハミルトンが賛同し、制定会議で受け入れられることになった。大統領選挙人の選出は

254(1180) 法と政治 72巻3号 (2021年11月)

州に委ねることとし、その数は上院議員と下院議員の合計とすることになった。

表-2は建国期の大統領選挙の一覧である。1820年の第9回までの大統領選挙の一般投票の票数が記録されていないが、これは州民による投票が実施されていない州が多くあったことを反映している。大統領選挙人の選出方法について州により違いがあった。州民の直接投票により選任したのが、デラウェア、メリーランド、ペンシルベニア、バージニアの4州であった。州議会で任命したのが、コネティカット、ジョージア、ニュージャージーの3州であった。ニューハンプシャー州では州民投票で選任することになっていたが、過半数の獲得の規定があり、これを満たさなかったことから、結局、州議会の任命となった。ニューヨーク州では、州民投票かそれとも州議会の任命かで紛糾してまともならず、大統領選挙人を選出できなかった。マサチューセッツ州は州民投票と州議会任命の混合制であった。⁽¹⁰⁾

憲法制定会議で憲法案がまとまり、邦に持ち帰り、4分の3の邦の批准により発効することになっていた。4分の3に達したので、さっそく初代大統領選挙の実施という運びになったが、実はこのときまだ批准していない邦があった。それらの邦は選挙に参加していない。参加州が10とはそのことを示している。

さて、初代大統領にはジョージ・ワシントンがふさわしいということは衆目の一致するところであった。実際、69人の大統領選挙人全員一致であった。植民地軍の総司令官として独立戦争を勝ち抜き、憲法制定会議でも議長を務めて人望もあり、まとめ役に最適であった。また、長身で威風堂々としており、新しい国家の元首にふさわしかった。

むしろこの時の選挙では副大統領を誰にするかが焦点となった。ユークナーとマルテーゼの説明によれば、このときワシントンと対照的な人物として浮上したのが、ジョン・アダムズであった。ワシントンが南部バージニア州出身であるのに対し、ニューイングランドのマサチューセッツ出身である。軍人としての華々しい経歴のワシントンに対して、弁護士出身のアダムズはフランス大使やイギリス大使を歴任し外交面で活躍する。ワシントンのもとでの副大統領にふさわしいことでこれまた衆目の一致するところであったが、懸念されたのは選挙であった。先に述べたように、このときの憲法の規定では大統領選挙人は2名を選び、過半数を超えて最多の得票者を大統領に、次点を副大統領にす

るというものであった。大統領選挙人が全員ワシントンとアダムズに投票したならば、両者は同数となる。その場合、下院での投票に持ち込まれるという事態となる。それを避けるために、もう1名の投票ではアダムズ以外に分散させる工作がなされた⁽¹¹⁾。

第2回大統領選挙は1792年に実施され、ワシントンが再選された。135人の大統領選挙人の97.7%を獲得し、圧勝した。このとき、15州が参加しているが、7州で州議会による大統領選挙人の任命がなされている。徐々に州民投票による選任が増加していくが、先に述べたように、第9回の1820年までは一般投票の票数は記載されていない。

圧倒的な人望を得ていたワシントンが2期8年で退くと表明し、1796年に第3回大統領選挙が行われるが、党派対立が表面化し、波乱の様相を帯びるようになる。選挙には16州が参加し、139人の選挙人の過半数獲得を競うことになったが、ワシントンのもとで副大統領を務めたアダムズと國務長官を務めたジェファーソンの間で接戦となった。アダムズが過半数ぎりぎりの71人を獲得し、68人を獲得したジェファーソンを僅差で破った。次点となったジェファーソンは憲法の規定により副大統領に就任した。両者の対立の背景には、連邦政府に大きな権限与えようとする連邦派と州の権限を重視し連邦の役割の抑制を主張する民主共和派の抗争がある。アダムズは前者に属し、ジェファーソンは後者の代表であった⁽¹²⁾。大統領と副大統領が国家のあり方について考え方が異なることは政権運営を困難なものにした。こうした事態をもたらしたのは、「最多得票者を大統領に、次点を副大統領に」という憲法の規定によるものであるが、その矛盾が噴出したのが1800年大統領選挙であった。

1800年大統領選挙では民主共和派はジェファーソンとバーをそれぞれ大統領候補、副大統領候補に擁立した。他方、連邦派はアダムズとピンクニィをそれぞれ大統領候補と副大統領候補に指名した。大統領選挙人投票では民主共和派のジェファーソンとバーが同数の第一位となった。憲法の規定により下院の投票にもちこまれた。このとき、下院は連邦派が多数であった。連邦派の一部はジェファーソンを嫌い、バーを推した。そのため、民主共和派が大統領候補とするジェファーソンは下院投票で過半数の州を獲得できなかった。投票が繰り返され、36回にも及んだ。ようやく決着が付き、ジェファーソンが過半数の州

を獲得し、⁽¹³⁾ 当選が決まった。

このときの混乱から、憲法修正第12条が制定され、大統領選挙人は大統領と副大統領を別々に選挙することになった。1804年の第5回大統領選挙では、民主共和派から立候補したジェファーソンは大統領選挙人総数176人の92.0%の162人を獲得し、再選を果たした。ジェファーソンのあとは、マジソンが2期8年、そしてモンローが2期8年と大統領を務めた。いずれも独立戦争の勝利に貢献した建国の指導者であり、またマサチューセッツ州出身のアダムズ父子以外はバージニア州出身であることから、「バージニア王朝」の時期ともいわれる。

モンローが2期8年の任期を満了しその後継を決める1824年の第10回大統領選挙はまたもや下院での州別投票に持ち込まれる選挙となった。すでに党派としての連邦派は消滅していたが、その流れをくむ勢力からは第2代大統領ジョン・アダムズの息子ジョン・Q・アダムズが立候補した。彼は父と同様に弁護士出身でプロイセン大使やロシア大使を歴任したのちモンロー政権では国務長官を務めていた。このとき民主共和派は分裂し、陸軍長官カルフーン、下院議長ヘンリー・クレイ、財務長官クロフォードならびに軍人出身でテネシー州選出上院議員アンドルー・ジャクソンの4人が名乗りをあげた。

この選挙で261人の大統領選挙人の獲得数では、ジャクソン99人(37.9%)、アダムズ84人(32.2%)となり、いずれも過半数に達せず、下院での州別投票に持ち込まれた。結局、大統領選挙人数獲得で4位であったクレイの支持を受けたアダムズが13州の支持を得て逆転し、⁽¹⁴⁾ かくらうじて当選した。

(2) 政党の登場と大統領選挙

2期8年の任期を終えて初代大統領ジョージ・ワシントンは引退を決意する。そして国民に直接訴えたのが、有名な「告別演説」である。そこで彼は党派的対立を憂慮する発言をしている。⁽¹⁵⁾ ワシントン自身は政策的には連邦派に近かったが、党派的行動には否定的であった。彼に限らず建国期の指導者たちも同様に党派的行動には抑制的であった。したがって党派といってもエリート層の間のサロンの集団であり、厳格な規律や指導部を有する組織ではなかった。大統領候補は党派議員団の幹部集会(コーカス)で指名された。

表-3 1828年から南北戦争期までの大統領選挙

年	参加州	総投票数	選挙人数	勝者(政党)	得票率	獲得選挙人数(%)
1828	24	1,148,018	261	ジャクソン (D)	56.0%	178 (68.2%)
1832	24	1,293,973	288	ジャクソン (D)	54.2%	219 (76.0%)
1836	26	1,503,534	294	ヴァン・ビューレン (D)	50.8%	170 (57.8%)
1840	26	2,411,808	294	W.ハリソン (W)	52.8%	234 (79.6%)
1844	26	2,703,659	275	ポーク (D)	49.5%	170 (61.8%)
1848	30	2,879,184	290	テイラー (W)	47.3%	163 (56.2%)
1852	31	3,161,830	296	ピアース (D)	50.8%	254 (85.8%)
1856	31	4,054,647	296	ブキャナン (D)	45.3%	174 (58.8%)
1860	33	4,685,561	303	リンカーン (R)	39.8%	180 (59.4%)
1864	36	4,031,887	234	リンカーン (R)	55.0%	212 (90.6%)

D=民主党, W=ホイッグ党, R=共和党

出所 Lyn Ragsdale, *ibid.* p. 102.

アメリカにおいて本格的な政党が登場し、大統領選挙に重要な役割を果たすようになるのは、アンドルー・ジャクソンの登場からである。先述したように、1824年大統領選挙において民主共和派は分裂するが、ジャクソンを支持するグループを中心に民主党が組織されることになる。そして1828年大統領選挙では、ジャクソンは民主党から立候補し、再選をめざしたジョン・Q・アダムズに圧勝した。

このころから政党の組織化が進んだ。1831年に反メイソン党がボルティモアのサロンで13州から114人の代議員を集めて党大会を開催した。フリーメイソン反対運動から発生した反メイソン党は連邦議会に議員を有しない小政党であったが、このとき翌年の大統領選挙の候補者と主要争点についての党の立場を決定した。1832年には民主党がボルティモアで党大会を開催し、現職ジャクソンを候補者に指名した。主な目的は副大統領候補にヴァン・ビューレンを指名することであった。なお、代議員の選出は州組織に委ねられ、地方や州党大会あるいは党員集会で決定された。こうして政党組織化は州や地方レベルでも推進されていった。⁽¹⁶⁾

ジャクソンは彼以前の大統領が大地主や資産家層出身であったのに対し、南部の開拓地のふつうの家庭の出身であり、庶民の代表を自認していた。彼は軍人として1812年戦争や先住民との戦いなどでの勇名を看板にして政界に進出し

た。また、「バージニア王朝」ともいわれるように、彼以前の大統領はバージニア州やニューイングランド出身であったが、彼はテネシー州選出の上院議員であり、南部や西部の利益を代表していた。

ジャクソンは大衆の人気と民主党を政治的基盤として次々と改革を推進した。ジャクソンが行った改革は今日「ジャクソニアン・デモクラシー」と呼ばれる。この時期、大統領選挙人を一般投票で選挙する州が増加していった。1800年大統領選挙では16州中5州が大統領選挙人を一般投票で選任していたにすぎなかったが、1816年には19州中10州に、1824年には24州中18州に、1828年には24州中22州に、そして1832年には24州中23州に増加した。つまり大統領選挙人が一般投票で選ばれるようになり州民の意向が反映されることになった。さらに、この時期には選挙権の拡大も進んだ。1824年までにほとんどの州で財産制限が撤廃されたし、1832年には残存していた納税制限も撤廃された。白人成人男子の選挙権行使を妨げる要因がなくなった。⁽¹⁷⁾

自ら一般有権者層出身であり、一般有権者の意向を受けて大統領に選ばれたジャクソンは従来の伝統や慣行にとらわれず大胆な政治運営を行った。選挙で選ばれた大統領として権限の強化に努め、公職任命権を行使して自らに忠誠を誓う人物を公職に次々と登用した。いわゆる猟官制である。政治の優位を明確にするこの人事方式は、しかし、公務員の任用に党派性を持ち込むことになり、不適切な人物が登用されるなどの弊害をもたらした。

1830年代は二大政党の政党政治が確立していく時期である。ヘンリー・クレイらの反ジャクソン派を中心にホイッグ党が結成された。彼らはジャクソンを専制支配者とみなし、「アンドルー1世」と揶揄し、自分たちをそれに抵抗する「ホイッグ党」と呼んだ。⁽¹⁸⁾ こうして民主党とホイッグ党の二大政党が大統領候補を擁立し、選挙戦を戦い、政権を担当する仕組みが出来上がっていった。

ジャクソンが2期8年の任期を終えて引退したあと、ジャクソンのもとで副大統領であったヴァン・ビューレンが1836年大統領選挙で民主党の指名を受け、勝利した。結成間もないホイッグ党は先住民との戦争「ティペカヌーの戦い」の英雄で軍人出身のウィリアム・ハリソンを候補に指名した。ハリソンは1836年選挙では善戦するも僅差で敗れた。つづく1840年大統領選挙では準備を整えて全国で選挙運動を展開し、大差で現職ヴァン・ビューレンを破って当選を果

たした。しかし、1841年3月4日の就任式を終えてすぐに体調を崩し、わずか1か月後に死去した。ただちに副大統領のタイラーが引き継ぐが、次の1844年大統領選挙では民主党のポークが勝利し、政権を奪回した。⁽¹⁹⁾

1848年大統領選挙ではホイッグ党はメキシコ戦争の英雄ザカリー・テーラーを擁立し、勝利した。ホイッグ党二人目の大統領は再び軍人出身であった。しかし、ホイッグ党の勢力はその後衰退をたどった。もともと反ジャクソンで結集したが、ジャクソン政権が終了するや内部対立があらわになった。なによりも党をまとめる指導者がおらず、大統領選挙では大衆的人気の高い戦争の英雄を擁立することで民主党になんとか対抗していた。

この時期、奴隷制をめぐる対立が全国的に大きな争点となっていた。奴隷制反対の州と容認の州の対立は建国時からすでに顕在化していたが、領土が拡大し、州の数が増加するにつれて自由州とするか奴隷州とするかの対立が激化していった。民主党は奴隷制容認の立場をとっていたことから、対抗する奴隷制反対の勢力が結集し、1852年に共和党を設立した。奴隷制に反対するホイッグ党員もこれに参加した。他方、南部のホイッグ党員は民主党に合流し、ホイッグ党は分裂し、消滅していった。こうして民主党と共和党の二大政党体制が成立した。⁽²⁰⁾

1856年大統領選挙では全国的に優勢な民主党のブキャナンに対して、新興の共和党はフリーモントを擁立したものの敗北した。そして1860年大統領選挙においてはリンカーンを擁立した。全国的知名度は高くなかったものの、民主党が北部出身のダグラス上院議員と南部を基盤とするブレッケンリッジ副大統領に割れて分裂選挙となったこともあり、リンカーンが勝利し初の共和党大統領となった。しかし、奴隷廃止論者のリンカーンの勝利は南北分裂のきっかけとなった。

1861-65年の南北戦争の終盤、1864年に行われた大統領選挙は戦争の影響を色濃く反映した。共和党と民主党はともに党大会を開催し、候補者を指名した。共和党は現職リンカーンが再選をめざし、民主党は南北戦争初期に北軍司令官を務めながらリンカーンに解任された軍人出身のジョージ・マクレランを擁立した。選挙戦は戦況を反映し、北軍が優勢になるとともにリンカーンの支持率は高まり、圧勝した。⁽²¹⁾

表-4 南北戦争後から第一次世界大戦期の大統領選挙

年	参加州	総投票数	大統領選挙人数	勝者(政党)	得票率	獲得選挙人数(率)
1868	37	5,722,440	294	グラント (R)	52.7%	214 (72.8%)
1872	37	6,467,679	366	グラント (R)	55.6%	286 (78.1%)
1876	38	8,413,101	369	ヘイズ (R)	48.0%	185 (50.1%)
1880	38	9,210,420	369	ガーフィールド (R)	48.3%	214 (58.0%)
1884	38	10,049,754	401	クリーブランド (D)	48.5%	219 (54.6%)
1888	38	11,383,320	401	B.ハリソン (R)	47.8%	233 (58.1%)
1892	44	12,056,097	444	クリーブランド (D)	46.1%	277 (62.4%)
1896	45	13,935,738	447	マッキンレー (R)	51.0%	271 (60.6%)
1900	45	13,970,470	447	マッキンレー (R)	51.7%	292 (65.3%)
1904	45	13,518,964	476	T.ローズベルト (R)	56.4%	336 (70.6%)
1908	46	14,882,734	483	タフト (R)	51.6%	321 (66.5%)
1912	48	15,040,963	531	ウィルソン (D)	41.8%	435 (81.9%)
1916	48	18,535,022	531	ウィルソン (D)	49.2%	277 (52.2%)

D=民主党, R=共和党

出所 Lyn Ragsdale, *ibid*, pp. 102-103

資
料

(3) 腐敗選挙と改革

4年余にわたり国を二分した南北戦争は北部、すなわち合衆国の勝利に終わった。敗北した南部諸州は北軍の占領下におかれ、自治は停止された。その後、合衆国に復帰していくが、戦場となって多くの人命を失い、産業基盤は壊滅的打撃を受けて疲弊していた。民主党は南北に分裂したうえに敗戦により南部民主党も大きな打撃をうけた。戦争前には全国的に優勢であった民主党は衰退し、これに代わって戦争の勝利を主導したリンカーンの共和党が全国的に優勢となった。表-4は南北戦争後から第1次世界大戦期までの13回の大統領選挙結果であるが、民主党が勝利したのは1884年、1892年、1912年そして1916年の4回にすぎない。一般投票数を見ると勝利した4回とも50%未満、つまり過半数を獲得していない。共和党優位の時期であった。

国内を分裂させた争点としての奴隷制は北軍の勝利により、課題や問題を残したものの一応の決着をみた。大陸横断鉄道の完成により東海岸と西海岸が鉄道により結ばれ、フロンティアの消滅が宣言された。開拓の時代が終わり、国内的統一を進め、近代化と工業化が促進されていく時期である。さらに、西部から南部の各地で石油開発が進み、また発明や技術革新もめざましく資本主義

が発達した時代でもある。それは経済的格差と不平等を拡大していった。

同時にこの時期は「金ピカ時代」と形容されるように、賄賂や汚職が横行した。そして政党政治においては「マシーン政治」の時代であり、都市部を中心にボス支配が各地で確立した。マシーンとは政党地方組織のことであり、大量に流入する移民や労働者などをマシーンに組み込み、生活や就職の面倒をみる一方で選挙での集票活動にかりたてた。地方政党組織指導者としてのボスは選挙候補者指名権を握り、マシンの力で選挙に勝利する、さらに猟官制により公職を配分するなど絶大な権力を誇るようになる。そこに政治腐敗が発生した。

1892年にネブラスカ州オマハで結成された人民党大会における綱領は「……われわれは道徳的・政治的・物質的に破滅の寸前にある国家のただ中で会合している。腐敗は投票箱を、州議会を、連邦議会を覆い、裁判所の判事にすら及んでいる。……ごく少数の人々の人類史に先例を見ない巨大な財産を築き上げるために、数千万人の労苦の成果が大胆に盗み取られている」と述べ、改革を宣言している。⁽²²⁾

人民党は1892年大統領選挙においてウィーバーを擁立して約100万票を獲得したものの、次の1896年大統領選挙では自前の候補者を立てず民主党のブライアンを指名したが、敗北し、消滅した。しかし、マシーン政治に代表されるような政治の腐敗への改革の動きは強まっていった。こうした改革を求める動きは革新主義運動といわれ、ロバート・ラフォレットやハイラム・ジョンソンなどが指導的存在となり、彼らは州のボス支配を党大会への代議員を直接選挙で選出することにより打破することをめざした。大統領選挙制度との関連では、党の大統領候補を決めるための予備選挙の導入が始まった。まず、1904年にフロリダ州民主党が予備選挙を開始し、つづいて1905年にはラフォレットの地元ウィスコンシン州で導入され、予備選挙を実施する州が増加していった。⁽²³⁾

また、重要な選挙制度改革がこの時期に相次いで実施された。まず、秘密投票の導入である。従来、投票は公的行為であることを理由に公開で投票が行われてきた。投票者は投票所において口頭でだれに投票するかを告げていたのである。それは、しかし、脅迫や買収をもたらすことになり、19世紀半ば以降各国では秘密投票制が導入されていた。アメリカでは州ごとに秘密投票が導入され、1891年までにはほとんどの州が秘密投票となった。⁽²⁴⁾

上院議員の直接選挙も重要な改革である。従来、上院議員は州議会で選ばれていたが、ボス支配批判を受けて市民の直接選挙で選挙する方式が要求された。1907年にオレゴン州で最初に導入され、その後、多くの州が実施に踏み切った。そして1913年には憲法修正第17条で明記され、全国で実施されるようになった。

この時期、女性参政権運動も活発化していた。1848年ニューヨーク州北西部セネカフオールズにおいて女性解放運動家のエリザベス・スタントン、リウクレティア・モットらが集まり、第1回全米女性会議が開催された。「所信の宣言」と題する大会宣言がまとめられ、財産権、教育の機会平等、職業選択の権利などともに参政権も盛り込まれた。以後、女性参政権運動は活発化していき、19世紀に入って州レベルで認められるようになった。全米レベルでは1920年憲法修正第19条の制定により確立した。⁽²⁵⁾

南北戦争下の「奴隷解放宣言」そして1868年の憲法修正第14条により黒人の市民的権利は実現し、さらに1870年の憲法修正第15条は人種による投票権の拒否や制限を禁止し、黒人の政治参加は実現した。黒人の議員も登場するようになった。しかし、再建期を経て南部における民主党支配が復活するにつれてジム・クロー法と総称される差別的立法により権利が制限され、差別が正当化されるようになった。投票権も投票税、識字テストの実施、居住要件の厳格化、祖父条項の設定などにより厳しく制限され、黒人は事実上投票から排除される状態が続いた。⁽²⁶⁾

さて、南北戦争のさなか1864年大統領選挙で再選を果たしたリンカーンであったが、再選直後、暗殺され、南部出身のアンドルー・ジョンソン副大統領が大統領に昇格した。だが、南部に融和的なジョンソンと厳しい姿勢をとる議会は激しく対立し、ジョンソンは弾劾評決をかううじて免れたものの、政治生命を失った。1868年大統領選挙では共和党は北軍総司令官として南北戦争を終結に導いた軍人グラントを擁立し、圧勝した。グラントはつづく1872年大統領選挙でも勝利し、南北戦争後の再建期を担ったが、「金ピカ時代」を迎えて彼の政権下では汚職が絶えず、歴史家シュレジンジャーは「失敗した大統領」と低評価している。⁽²⁷⁾

1876年大統領選挙はグラント政権への批判で厳しい状況にあった共和党はオハイオ州知事ヘイズを擁立し、他方ようやく態勢を立て直しつつあった民主党

はニューヨーク州知事ティルデンを候補とし、激しい選挙戦となった。結果は一般投票ではヘイズが48.0%であったのに対しティルデンは51.0%と上回ったが、大統領選挙人数ではヘイズが369人中185人で50.1%、ティルデンは184人で49.9%となり、かろうじてヘイズが当選した。一般投票では下回り、選挙人投票ではわずかに上回るという薄氷の勝利であった。

このこともあり、ヘイズは1880年大統領選挙では再選をめざさず、共和党はオハイオ州選出の上院議員ガーフィールドを候補に擁立した。他方、民主党は陸軍士官学校出身の軍人で南北戦争中、とくにゲティスバーグの戦いで名声をあげたウィンフィールド・ハンコックを候補者に指名した。1880年選挙も大接戦でガーフィールドは一般投票で48.3%、ハンコックは48.2%ときわどい差であったが、大統領選挙人数ではガーフィールドが58.0%を獲得し、勝利した。しかし、ガーフィールドは大統領就任後間もなくワシントンの駅構内で銃撃を受け亡くなる。犯人は選挙運動への貢献の見返りに不満を持っていたといわれる。⁽²⁸⁾

ガーフィールド暗殺事件をきっかけに猟官制への批判が強まり、副大統領から昇格したチェスター・アーサー大統領のもとで連邦文官任用法（ペンドルトン法）が制定され、競争試験による連邦公務員の任用が導入された。また、政治的理由で公務員を解雇または降格することも違法とされた。⁽²⁹⁾

1884年大統領選挙では現職チェスター・アーサーは再選を望まず、共和党はメイン州選出上院議員ブレインを候補者に擁立した。他方、民主党はニューヨーク州知事でニューヨーク市民民主党マシーンのタマニー・ホールと対決し、ボス支配批判を掲げて人気の高かったグローバー・クリーブランドを指名した。ブレインは鉄道会社から多額のカネをもらって便宜をはかったことが発覚して失速し、クリーブランドがブキャナン以来28年ぶり、南北戦争以後初の民主党大統領となった。

クリーブランドは、しかし、1888年大統領選挙において共和党のインディアナ州選出上院議員ベンジャミン・ハリソンに敗北する。ベンジャミン・ハリソンは第9代大統領ウィリアム・ヘンリー・ハリソンの孫にあたり、また独立宣言署名者に名を連ねるベンジャミン・ハリソンの曾孫という名門の出身であった。だが、このときの選挙はネガティブ・キャンペーンが飛び交い、買収や複

264(1190) 法と政治 72巻3号 (2021年11月)

数投票が横行した。4年後の1892年大統領選挙では、クリーブランドは再度立候補し、現職ハリソンを相手に雪辱を果たした。現職として一度敗北しながら、再度立候補して大統領になったのはこれまでクリーブランドだけである⁽³⁰⁾。

1896年大統領選挙では、共和党はオハイオ州知事マッキンレーを擁立し、民主党ブライアンに圧勝した。グラント大統領のあとを決める1876年大統領選挙以降接戦の選挙がつづいていたが、ようやく大差の勝利による大統領が就任した。1900年大統領選挙ではマッキンレーは、再度立候補した民主党ブライアンを制し、再選を果たした。しかし、再選から半年後、ニューヨーク州バッファローで無政府主義者により暗殺された。副大統領セオドア・ローズベルトが大統領に昇格した。

ローズベルトは米西戦争に義勇軍を組織して従軍し人気を集め、帰国後、ニューヨーク州知事に選ばれ、共和党の有力政治家となっていた。改革派でならず、税制改革や食品・薬品・鉄道料金規制に指導力を発揮し、1904年大統領選挙で再選されたが、1908年大統領選挙では彼のもとで陸軍長官を務めたタフトを候補に推した。この選挙でタフトは3度目の挑戦となる民主党ブライアンを破り、当選を果たした。

1908年大統領選挙ではタフトを推したものの、ローズベルトはタフトの保守的な政権運営に不満をもち、1912年大統領選挙に立候補した。タフトも再選を求めたことから、共和党は分裂した。他方、民主党では政治学者出身で改革派として知られるニュージャージー州知事ウッドロー・ウィルソンが指名を獲得した。全国的に優勢な共和党であったが、分裂したことから、結局、民主党ウィルソンが勝利した。南北戦争後2人目の民主党大統領であった⁽³¹⁾。

(4) 大統領選挙の現代化

アメリカでは大統領選挙人団をまず選任し、選ばれた大統領選挙人が大統領を選挙するという間接選挙制度を憲法で規定した。この制度を厳正かつ円滑に実施することにはさまざまな困難や問題があり、改革や改善が図られてきた。20世紀の初めになり、ようやくほぼ現在のような制度が確立した。すでに述べたように、当初、大統領選挙人は州議会で選任する方式と州民の投票で選ぶ方式があり、州により異なっていたが、人民の声を反映する趣旨から州民投票で

表-5 1920年から現在までの大統領選挙

年	参加州	総投票数	大統領選挙人数	勝者(政党)	得票率	獲得選挙人数(率)
1920	48	26,753,786	531	ハーディング (R)	60.3%	404 (76.1%)
1924	48	29,075,959	531	クーリッジ (R)	54.1%	382 (71.9%)
1928	48	36,790,364	531	フーバー (R)	58.2%	444 (83.6%)
1932	48	39,749,382	531	F.ローズベルト (D)	57.4%	472 (88.9%)
1936	48	45,642,303	531	F.ローズベルト (D)	60.8%	523 (98.4%)
1940	48	49,840,443	531	F.ローズベルト (D)	54.7%	449 (84.6%)
1944	48	47,974,819	531	F.ローズベルト (D)	53.3%	432 (81.4%)
1948	48	48,692,442	531	トルーマン (D)	49.5%	303 (57.1%)
1952	48	61,551,118	531	アイゼンハワー (R)	55.1%	442 (83.2%)
1956	48	62,025,372	531	アイゼンハワー (R)	57.4%	457 (86.1%)
1960	50	68,828,960	537	ケネディ (D)	49.7%	303 (56.4%)
1964	50	70,641,104	538	ジョンソン (D)	61.1%	486 (90.3%)
1968	50	73,203,370	538	ニクソン (R)	43.4%	301 (55.9%)
1972	50	77,727,590	538	ニクソン (R)	60.7%	520 (96.7%)
1976	50	81,555,889	538	カーター (D)	50.1%	297 (55.2%)
1980	50	86,515,221	538	レーガン (R)	50.7%	489 (90.9%)
1984	50	92,652,793	538	レーガン (R)	58.8%	525 (97.6%)
1988	50	91,584,820	538	G.H.W.ブッシュ (R)	53.4%	426 (79.2%)
1992	50	104,425,014	538	クリントン (D)	43.0%	370 (68.8%)
1996	50	96,273,362	538	クリントン (D)	49.2%	379 (70.4%)
2000	50	101,447,491	538	G.W.ブッシュ (R)	47.9%	271 (50.0%)
2004	50	121,069,049	538	G.W.ブッシュ (R)	50.7%	286 (53.0%)
2008	50	129,446,839	538	オバマ (D)	52.9%	365 (68.0%)
2012	50	126,435,409	538	オバマ (D)	51.9%	332 (62.0%)
2016	50	128,824,246	538	トランプ (R)	46.0%	306 (56.9%)
2020	50	155,485,078	538	バイデン (D)	51.3%	306 (56.9%)

D=民主党, R=共和党

出所 1920年から1996年については Lyn Ragsdale, *ibid.* p. 103 および2000年から2020年については筆者作成

選ぶ方式が確立した。そこでは政党の果たす役割が重要になり、政党活動の活性化や政党組織の確立が進むことになった。

政党が大統領候補を擁立して選挙運動を行うことが一般化すると、ボス支配への批判から候補者選びの民主化が求められるようになった。予備選挙の導入である。予備選挙の普及は選挙運動の長期化と選挙費用の増大をもたらすこと

にもなった。また、党内対立を導くことから大きく増加するにはいたらなかった。過半数を超える州が実施するようになるのは1970年代以降である。

選挙権の拡大も進み、白人成人男子選挙権は1830年ごろ、女性参政権は連邦レベルでは1920年に確立した。ただし、黒人参政権は南北戦争後もさまざまな差別的立法により事実上厳しく制約され、その改革は第2次世界大戦後となる。1950年代に公民権運動が活発化し、差別的立法が合衆国最高裁判所により相次いで違憲と判断された。そして民主党ジョンソン政権のもとで1964年には公民権法が、翌65年には投票権法が制定され、ようやく黒人参政権が実現することになった。2008年にはバラク・オバマが当選し、「初の黒人大統領」が選ばれた。

制度改革とともに交通や情報手段の発達により選挙運動も大きく変化した。候補者は19世紀には馬車で各地をめぐり演説していたが、19世紀後半より鉄道網が整備されそして20世紀に入って飛行機の発達によって移動距離や活動空間は一挙に拡大した。情報獲得も当初は新聞が主なものであったが、やがてラジオが普及しそしてテレビの時代になり、さらに21世紀になるとインターネットが選挙運動の主流になっていった。それは選挙に関する情報量を飛躍的に増大させたが、新たな問題や弊害も発生するようになった。選挙運動の大規模化やテレビ選挙は選挙費用の増大をもたらし、その資金調達が問題となった。情報量の飛躍的増大はネガティブ・キャンペーンの活発化につながった。インターネット利用の拡大もフェイク・ニュースの増大や投票の安全性への危険を発生することになった。新たな改革や制度整備が必要になってきている。

さて、表-5は第一次世界大戦終了後の1920年から現在までの大統領選挙の一覧である。1920年大統領選挙において共和党はオハイオ州選出上院議員ハーディングを擁立した。ハーディングは「正常への復帰」を掲げて民主党コックスを大差で破った。背景には第一次大戦を経て国内に広がっていた孤立主義ムードがあった。ハーディングの再びヨーロッパの紛争に関与しないとする主張が国民の多くに受け入れられた。しかし、ハーディング政権は汚職が相次いで国民の批判を浴び、さらにハーディングも任期半ばで病没する。⁽³²⁾ こうしたことから、歴代大統領の業績評価においてハーディングについてはどの調査もきわめて厳しい。⁽³³⁾ 副大統領から昇格したクーリッジがあと始末を行い、そして

1924年大統領選挙で再選される。クーリッジは1928年大統領選挙には立候補せず、後任にはハーディング、クーリッジ政権で商務長官を務めたフーバーが指名された。

フーバーは技術者出身で有能な実務家として高く評価されていたが、就任間もなく発生したニューヨーク株式市場の大暴落とつづく大恐慌に迅速で有効な対応をすることができなかった。そのため、事態は悪化し、1932年大統領選挙では「ニューディール」を掲げる民主党フランクリン・ローズベルトに大敗した。ローズベルトは第26代大統領セオドア・ローズベルトとは縁戚関係にある富裕な名門の出身で早くから民主党のエリートとして囑望されていた。

フランクリン・ローズベルトは1928年ニューヨーク州知事選挙に勝利し、1929年秋からの大恐慌に対して知事として全力で取り組んだ。その実績を掲げて1932年大統領選挙に臨んでいた。ローズベルト政権のもとで「ニューディール改革」が推進された。「ニューディール改革」については国内的に抵抗もあり必ずしも順調に進捗したわけではなかったが、国民に自信と希望を与え、広汎な支持を結集した。⁽³⁴⁾

「ニューディール連合」といわれる広汎な支持基盤を背景にローズベルトは1936年選挙で再選され、さらに第2次世界大戦の勃発もあり、1940年にはかつてない3選をそして1944年には4選を果たした。しかし、未曾有の大戦争の遂行と大恐慌への対応という激務のなか健康状態が悪化し、1945年4月、4選目の就任から間もなくして亡くなった。後任には副大統領トルーマンが昇格した。トルーマンはローズベルトの政策を継承するとともに第2次世界大戦の終結と戦後体制の確立にまい進した。ローズベルトの築いた「ニューディール連合」は彼の死後も継続し、民主党優位の体制の維持をもたらした。⁽³⁵⁾

トルーマンは、しかし、ローズベルトのようなカリスマ性と大衆の人気に乏しく、支持率は低迷していた。1948年大統領選挙では再選をめざして共和党のニューヨーク州知事デューイと対決したが、ローズベルト大統領の3期目の副大統領であったヘンリー・ウォーレスは進歩党を結成して名乗りをあげ、さらに南部民主党の実力者サウスカロライナ州知事サーモンドが南部州権民主党から立候補し、民主党は分裂状態となり、苦戦を強いられた。トルーマンは僅差で勝利したものの、1952年大統領選挙では立候補を断念した。⁽³⁶⁾

「ニューディール連合」により劣勢が続いていた共和党は、1952年大統領選挙において20年ぶりの政権奪回をめざし、第2次世界大戦中に連合国軍司令官としてノルマンジー上陸作戦を指揮し、国民的英雄となっていたアイゼンハワーを擁立した。アイゼンハワーは民主党スチーブソンに圧勝し、20年ぶりの共和党政権が発足した。

軍人出身のアイゼンハワーは東西冷戦のさなかソ連とは厳しく対峙したが、同時に話し合いの機会もつねに模索していた。国内では「赤狩り」や公民権運動の盛り上がりなどあったが、穏健な保守派として混乱や紛争を回避することに努めた。こうして国民の人気を背景に2期8年間安定した政権運営を行った。1956年大統領選挙でも前回と同じ民主党スチーブソンに大差をつけて再選された。⁽³⁷⁾

1960年大統領選挙は民主党からはマサチューセッツ州選出上院議員のケネディ、共和党からは副大統領のニクソンが指名を獲得した。両者ともに40歳代で激しい選挙戦を展開した。終盤まで接戦が続いたが、決め手となったのはこの選挙から導入された候補者テレビ討論であった。女性有権者連盟などの民間団体が主催し、4回にわたり候補者がテレビカメラの前で討論し、全国に中継された。テレビ画面で若々しく颯爽とした印象を視聴者に与えたケネディがニクソンをリードし、最終的に僅差で勝利した。

ケネディは「ニューフロンティア」を掲げ、リベラルな政策を推進したが、1963年11月テキサス州ダラスにおいて志半ばで暗殺された。副大統領から昇格したリンドン・ジョンソンはローズベルト大統領に心服して政界入りし、長く上院議員を務めていた。彼はケネディの遺志を継いで公民権法や投票権法、高齢者のための医療保険制度などを相次いで成立させた。そして1964年大統領選挙では共和党保守強硬派のゴールドウォーターを相手に地滑りの大勝利をおさめた。⁽³⁸⁾

しかし、ジョンソンはベトナム政策で大きな挫折を味わう。ベトナムは第二次世界大戦後南北に分裂し、北ベトナムからの南への侵攻が続いていた。1950年代の後半から関与を強めていたアメリカはジョンソン政権のとき本格的な軍事介入に踏み切った。だが、戦況は改善せず、アメリカ兵の犠牲が増加し、国内では批判が強まった。政権党民主党内でもタカ派とハト派の対立が激化して

いた。ジョンソンは状況打開のため、北ベトナムに和平交渉を呼び掛けるとともに近づく1968年大統領選挙への出馬断念を表明した。

1968年大統領選挙はベトナム戦争継続の是非が最大の争点となった。民主党内は割れ、継続を主張するタカ派からはハンフリー副大統領が、停戦を唱えるハト派からはマッカーシー上院議員が名乗りを上げた。さらに中間的立場から故ケネディ大統領の弟のロバート・ケネディ上院議員が出馬した。だが、ケネディ上院議員は予備選のさなかに暗殺され、予備選ではマッカーシー上院議員が善戦した。党の候補者を決定する全国党大会はシカゴで開催されたが、予備選に立候補せず、予備選で選ばれない党幹部や議員たちからなる特別代議員の支持を受けたハンフリーが指名を獲得し、これにハト派は激しく抗議して大会は大混乱に陥った。警官隊が導入されたが、民主党の混乱ぶりはテレビで全国に中継された。

他方、共和党は「法と秩序」の回復を訴え、現実主義的政策を掲げるニクソンがロックフェラーやレーガンら有力候補を抑えて指名を獲得して「奇跡の復活」といわれた。結局、選挙戦はハンフリーとニクソンの戦いになり、接戦の末、ニクソンが勝利した。なお、この年の候補者選びの混乱の反省から、予備選挙で選ばれた代議員が投票して候補者を決める方式が推進されることになった。停滞していた予備選導入が再び活発化していった。⁽³⁹⁾

ニクソンは米中国交回復やベトナム和平の実現など外交・安全保障での成果を掲げて1972年大統領選挙に臨んだ。他方、民主党は前回1968年選挙の混乱の後遺症が残っていた。予備選導入による候補者決定方式が進められた結果、若者たちに圧倒的人気のハト派上院議員マクガヴァンが指名を獲得した。しかし、11月の選挙ではニクソンが圧勝した。

1972年選挙で大勝したニクソンであったが、大きな落とし穴が待ち構えていた。1972年選挙のさなかワシントンのウォーターゲート・ビルにある民主党全国委員会本部に侵入事件があり、犯人が逮捕された事件が発端となった。ウォーターゲート事件である。ホワイトハウスの関与が疑われ、ニクソン大統領の責任が問われる事態に発展した。ニクソンは否定したものの、議会内で弾劾裁判の動きが始まった。苦境に陥ったニクソンは先手を打って辞任を発表した。現職大統領の辞任にまで至ったウォーターゲート事件は政治不信や政治家

不信をもたらすことになった。⁽⁴⁰⁾

1976年大統領選挙は政治不信や政治家不信からの回復が大きな争点となった。副大統領から昇格したフォードは就任早々にニクソンの恩赦を発表し、大統領権限で刑事責任を免除し、「疑惑隠し」との批判を浴びていた。政権奪回のチャンスとみた民主党からは多数の候補者が名乗りを上げたが、元ジョージア州知事カーターが予備選早々から躍進し、有力となった。ピーナッツ農場主でワシントン政界とは無縁であり、敬虔なクリスチャンのカーターは新鮮な印象を与え、指名を獲得した。そして11月選挙でもフォードを接戦の末、制した。

期待を担って登場したカーター政権は、しかし、十分な成果を上げることができなかった。ことに対イラン政策で失敗した。1979年のイスラム革命で退位してアメリカに亡命した前国王の引き渡しを要求され、これを拒否したことから起きた在テヘラン・アメリカ大使館占拠事件を解決できなかった。1980年大統領選挙ではこれが大きく影響した。「三度目の正直」で共和党の指名を獲得し、保守主義と強いアメリカの復活を唱える元カリフォルニア州知事レーガンが⁽⁴¹⁾圧勝した。

レーガンは映画俳優出身としての知名度とともにテレビ番組のトークショーの司会経験からの巧みな語り口で人気を集め、在任中高い支持率を得た。レーガノミクスや対ソ強硬路線など保守主義的政策を推進し、ローズベルト以来の「ニューディール」政策を大きく転換させた。1984年大統領選挙では民主党の前副大統領モンデルに圧勝した。なお、この選挙で民主党は初の女性副大統領候補としてジェラルディン・フェラーロ下院議員を擁立した。

1988年大統領選挙において共和党はレーガンのもとで副大統領を務めたG. H. W. ブッシュを擁立し、民主党はリベラル派のマサチューセッツ州知事デュカキスが候補となった。保守主義路線の継続かあるいは転換が争われたが、この選挙では「史上最も醜い選挙」と評されたほど激しくライバル候補者を誹謗するネガティブ・キャンペーンが展開された。1988年選挙はG. H. W. ブッシュ⁽⁴²⁾の勝利となった。

G. H. W. ブッシュは東西冷戦の終結や湾岸戦争の勝利など成果を上げて一時支持率が90%を超えていたものの、国内では経済が低迷し、失業率の悪化もあって急速に支持率は低下した。1992年大統領選挙は支持率の低迷に苦しむ

ブッシュと南部出身のベイビーブーマーでアーカンソー州知事クリントンの戦いとなった。なお、この選挙では、テキサスの実業家ロス・ペーローが改革党から立候補し、支持層がブッシュと重なりブッシュには不利な要因となった。民主党は保守主義台頭のなか保守でもリベラルでもない中道派のクリントンを擁立した。クリントンは副大統領候補と同じ南部出身のベイビーブーマーのゴアを選び、南部コンビで選挙戦を制した。

クリントンは女性スキャンダルや州知事時代の金銭スキャンダルが発覚し批判を浴びたが、親しみやすい人柄で人気があり、1996年大統領選挙では共和党のベテラン上院議員ドールに圧勝した。しかし、在任中、保守派が台頭した共和党との対立が激化し、1998年には「モニカ・ルインスキー事件」で弾劾裁判を受けるなどした。無罪になったものの、医療保険制度改革など重要な政策課題が実現しない結果となった。⁽⁴³⁾

2000年大統領選挙はクリントンのもとで副統領を務めたゴアと G. H. W. ブッシュの長男でテキサス州知事 G. W. ブッシュの戦いとなった。この選挙では消費者保護運動の指導者ネーダーが緑の党から立候補し、支持層の重なるゴアには不利な要因となった。選挙戦ではブッシュとゴアの両者は大接戦を展開し最後まで激しく競い合った。投票が終了し開票が始まっても優劣がなかなかつかず、最後に残ったフロリダ州の行方が選挙結果を決することになった。そのフロリダ州も大接戦で深夜に至り僅差でブッシュ勝利が告げられた。しかし、不明票が数多く出ており、その集計次第で結果が変わるとしてゴア陣営は再集計を求めた。フロリダ州では当時投票用紙に穴をあけるパンチ式投票を行っており、機械が読み取らない不明票が多くみられた。ゴア陣営は目視による再集計を求め、これに対してブッシュ陣営は機械式を主張し、法廷で争われることになった。このため選挙結果の判明が大幅に遅れた。結局、連邦最高裁の判断をゴア陣営が受け入れ、ブッシュ勝利となった。⁽⁴⁴⁾

2000年大統領選挙の開票作業をめぐる混乱と紛糾はアメリカ選挙制度に深刻な反省を求めることになった。州や郡により投票方法が異なっていたり、不明票集計の基準が違っていたりしていたことが混乱を招いたことから改善が図られた。2002年「アメリカ投票支援法」が成立し、連邦政府の援助のもとにマークセンスおよび電子投票が導入された。また、インターネットによる有権者登録

272(1198) 法と政治 72巻3号 (2021年11月)

録を導入する州が増加した。

G. W. ブッシュはかろうじて大統領選挙人の過半数を獲得したものの、一般投票ではゴアを下回り、「盗まれた勝利」と民主党支持者は反発した。不安定なスタートとなったが、就任間もない2001年9月11日発生の同時多発テロはブッシュ政権の方向に大きな影響を与えた。ブッシュは「テロとの戦い」を訴え、軍事力により国際テロ組織を攻撃する強硬路線をとった。まずアフガニスタン侵攻そしてイラク攻撃が開始された。

ブッシュはアフガニスタンのタリバン政権とイラクのフセイン政権を相次いで崩壊させ、その成果を背景に2004年大統領選挙では民主党ケリー上院議員を破って再選されたが、政権は行き詰まり状況に陥っていた。タリバン政権やフセイン政権を軍事力で打倒したものの、民族間抗争や宗教的対立が激化し、それぞれの国内は内戦状態となり、アメリカ軍の駐留は長期化し、犠牲が増大した。さらにアメリカ国内ではサブプライムローン問題に端を発する金融危機が悪化していた。いわゆるリーマンショックである⁽⁴⁵⁾。

2008年大統領選挙はこのような国内外の懸案が大きな争点となった。政権奪回をめざす民主党では、当初、前ファースト・レディでニューヨーク州選出上院議員ヒラリー・クリントンが最有力とみられていた。しかし、予想に反して支持が伸びず、ダークホースと目されていたイリノイ州選出上院議員オバマへの支持、ことに若者や学生たちからの熱烈的な支援が拡大し、指名を獲得した。他方、共和党ではベテランのアリゾナ州選出上院議員マケインが候補となったが、ブッシュ政権のイラク戦争を支持していたことへの批判もあり、結局、「変化」を唱えるオバマが勝利した。「初の黒人大統領」が誕生した。

オバマ政権は「テロとの戦い」の終結をめざしてイラクからの撤退をはかり、また経済政策ではリーマンショックからの回復のための諸施策を提起した。さらに懸案の国民医療保険制度改革に取り組んだ。しかし、白人保守層を中心としたティーパーティー運動などの台頭により2010年中間選挙で共和党が進出し、「分割政府」状況が発生したことから政権運営に困難が増した。2012年大統領選挙では共和党穏健派ロムニーを破って再選を果たしたものの、「決められない政治」状況が続き国民の不満は高まった。

2016年大統領選挙は異例の展開となった。政権奪回をめざす共和党からは多

数の候補者が名乗りをあげたが、当初、泡沫候補扱いであったトランプが「アメリカを再び偉大に」や「アメリカ第一」を掲げて白人保守層ならびに労働者層の熱烈な支持を集めて指名を獲得した。政治経験がなくワシントン政界とは無縁の実業家トランプに既成の政治に不満をもつ人々の期待が集まった。他方、民主党からはヒラリー・クリントンが名乗りをあげ本命視された。しかし、リベラル左派のサンダース上院議員が予備選で善戦し、苦戦する事態となった。クリントンはサンダースを振り切って指名を獲得し、トランプとの戦いとなった。トランプは優勢とみられていたクリントンを追い上げ、もともと民主党の基盤であったラストベルト諸州を僅差で制して勝利した。

本節では1920年以降現在までの大統領選挙を概括したが、まず指摘できるのは民主党と共和党の二大政党による選挙が展開され、政権が交代していることである。第3党が組織され候補者を擁立して二大政党の候補者に一定の影響を及ぼしたことはあるものの当選ラインにはほど遠いものであった。二大政党の勢力については、1920年代までは共和党が全国的に優勢にあったが、1930年代に入り、「ニューディール連合」の成立により民主党優位の状況となる。民主党候補が5回連続して勝利しているのである。その後も、1970年代まで全国的には民主党優勢が続くが、1980年ごろから共和党が盛り返している。しかし、大統領選挙ではほぼ伯仲しており、第二次世界大戦後19回の大統領選挙では共和党10勝、民主党9勝である。とくに1980年選挙以降の11回の大統領選挙勝者の一般投票平均得票率は50.5%であり、そのことは接戦の選挙が続いていることにほかならない。一般投票で下回っていても大統領選挙人数で過半数を獲得して勝利する「逆転現象」が近年相次いでいることも接戦の現れである。2000年と2016年の大統領選挙がそうである。このことは国民の真の選択はどちらなのかという根本的問題を提起させ、大統領選挙人制度の改革が議論されている⁽⁴⁶⁾。

4 大統領選挙制度の課題と改革

1789年の第1回以降2020年までアメリカ大統領選挙は59回、231年間にわたり実施されてきた。この間、様々な問題や課題が発生し、改善や改革が図られてきた。当初、規定された制度や手続きの変更がなされてきている。それらのいくつかは前章の大統領選挙の展開についての記述のなかで言及しているが、

以下において重要な変更や残された問題についてより詳細に取り上げておきたい。それはアメリカ選挙制度の今後の改革課題でもある。

(1) 選挙権の拡大

君主制を採用せず、また貴族制や階級制度を経験してこなかったアメリカでは、建国当初より公職者は選挙により選任されてきた。したがって早くより選挙は行われていたが、その淵源は植民地時代にさかのぼる。植民地議会が設立され、議員は植民地住民の選挙で選ばれていた。しかし、初期のころ選挙に参加する資格にはさまざまな制限があった。財産所有資格が求められ、カトリック教徒やユダヤ教徒は制限され、そして先住民や黒人には選挙権は与えられなかった。また、女性の参加もほとんど認められなかった。その後、徐々にこれらの制限は緩和されたが、建国のころでも成人白人男子の半数程度しか選挙権はなかった。⁽⁴⁷⁾

イギリスの植民地支配に対する抵抗のスローガンとして「代表なくして課税なし」が広く主張されたように、選挙への参加拡大の意義は早くより認識されていた。アメリカにおける選挙権拡大の主要なステップは、財産資格制限の撤廃、女性参政権そして人種差別の撤廃の順に進んだ。

アメリカでは選挙権付与にさいしての財産資格制限は比較的早く廃止された。1850年ごろまでにはすべての州で廃止された。その要因としては、経済的特権の廃止をめざしたジャクソニアン・デモクラシー期の改革、西部のフロンティア諸州にみられた平等主義の気運そして北部・東部労働者の参加要求が指摘される。背景には急速に領土が拡大していくなかで比較的容易に土地を取得できたことがあげられる。⁽⁴⁸⁾

年齢制限は建国当初は21歳以上と規定されていたが、1970年に18歳以上に引き下げられた。当時、ベトナム戦争が大きな争点となっており、兵役の対象となる若者たちの不満をなだめる狙いがあったといわれる。⁽⁴⁹⁾ また、居住期間要件は、1970年以前は1年以上の期間が要求されていたが、1970年投票権法により30日となった。

女性参政権運動は19世紀中ごろから活発化していった。1848年7月19日・20日にニューヨーク州西北部のセネカ・フォールズで開催された全米女性会議で

採択された「所信の宣言」に初めて女性参政権要求が盛り込まれた。この会議はエリザベス・スタントンやリュークレティア・モットら女性解放運動家が企画し、女性工場労働者や農業従事者のみならず奴隷制廃止運動家や当時活発であった禁酒運動家も参加した。「独立宣言」のスタイルを模して作成された大会決議の「所信の宣言」には女性の財産権、発言および演説の自由、離婚の権利、職業選択の自由、教育の機会など11項目が満場一致で採択された。12番目に盛り込まれた参政権については時期尚早との反対論もあり、侃々諤々の議論の末、僅差の多数決で採択された。⁽⁵⁰⁾

以後、女性参政権獲得運動は活発化していくが、運動自体の分裂もあって曲折を経た。州レベルでは1883年にコロラド州で、1886年にアイダホ州で相次いで成立したものの、連邦レベルでは第一次世界大戦後の1920年に憲法修正第19条の成立まで待たなければならなかった。特徴的であったのは、西部諸州で東部などより早く州レベルでの女性参政権が実現したことである。

人種による選挙権の排除や制限はさらに長く続いた。南北戦争中のリンカーン大統領による「奴隷解放宣言」に続いて、1868年に憲法修正14条が制定され、黒人の市民権が確認された。1869年の憲法修正15条では黒人の投票権が保障された。その結果、黒人の選挙参加が進み、議会には黒人議員の姿もみられるようになった。しかし、それは長くは続かなかった。南北戦争後、敗北した南部諸州は北軍の軍政下におかれたが、1877年に軍政が終了するとともに民主党政権が復活したからである。

南部諸州を中心に黒人の選挙権を事実上制限する州法が次々と制定された。選挙人登録に際して税金の納入を求める投票税、選挙人登録に際して識字テスト合格の要件、1867年以前に投票したことのある者の子孫に選挙権を認める「祖父条項」などが制定され、実質的に黒人を選挙から排除する仕組みが拡大した。この時期、選挙に限らず黒人を実質的に差別し隔離する法律が各州で成立した。それらは総称してジム・クロー法といわれる。そして1896年にはそのような差別的立法を正当化する「ブレッシー対ファーガソン事件」判決が合衆国最高裁により下された。⁽⁵¹⁾ いわゆる「分離すれども平等」判決である。

第二次世界大戦を経て、1950-60年代にかけて黒人差別の廃止や権利回復を求める公民権運動が盛り上がり、ようやく差別の撤廃が始まる。1954年の「ブ
276(1202) 法と政治 72巻3号 (2021年11月)

ラウン対トピカ教育委員会事件」判決により学校差別が違憲とされ、1955年のアラバマ州バーミンガムの「差別バスボイコット事件」に発する差別バスに対する違憲判決により公共交通機関の差別が禁止された。1964年に憲法修正第24条が制定され、人頭税その他の租税を支払わないことを理由に投票権を拒否してはならないと明記された。

同じ1964年にはジョンソン政権のもとで「公民権法」が、つづく1965年には「投票権法」が成立した。選挙人登録にさいしての識字テストは南部以外の州でも実施されていたが、ことに南部では州や郡の担当官が黒人に対して厳しい対応をして実質的に選挙人登録から排除していた実態が問題となっていた。1965年投票権法は、「裁判所による救済を超えて、黒人の投票権が実質的に侵害されている地域において連邦政府が州・地方政府に代わって直接に有権者登録を行う制度を確立して、黒人の投票権の保障にとって画期的な法律となった」と評価される⁽⁵²⁾。このような経過を経て投票にさいしての黒人差別や排除の禁止がようやく実現した。

(2) 予備選挙の導入

大統領選挙候補者決定にさいしての予備選挙の導入は、先にも述べたように20世紀の初めの革新主義の時期に進められた。ボス支配の防止や政党民主化といった改革の動きに連動していたが、しかし、その後の増加の動きは進まなかった。表-6が示すように民主党と共和党とも1960年代までほとんど増加せず、予備選挙で選ばれる代議員数も50%を下回っていた。

スティーブン・ウェインによれば、政党幹部にとっても候補者にとっても予備選挙は好ましいものではなかった。なによりも費用のかかることがあげられる。その一方で参加者は多くはない。政党内の対立をもたらし、組織を弱体化させる⁽⁵³⁾。

こうした状況を大きく変えたのが1968年大統領選挙における民主党の混乱であった。現職ジョンソン大統領が不出馬を表明し、最終的には副大統領ハンフリーと上院議員マッカーシーの競争となったが、予備選挙で善戦したものの、マッカーシーは党大会で指名を獲得できなかった。これに対して、予備選挙に名乗りを挙げなかったハンフリーが議員や党幹部の支援を受けて指名を獲得し

表-6 予備選挙導入の推移（1912-2012年）

年	民主党		共和党	
	予備選挙導入州数	選出代議員比率(%)	予備選挙導入州数	選出代議員比率(%)
1912	12	32.9	13	41.7
1916	20	53.5	20	58.9
1920	16	44.6	20	57.8
1924	14	35.5	17	45.3
1928	16	42.2	15	44.9
1932	16	40.0	14	37.7
1936	14	36.5	12	37.5
1940	13	35.8	13	38.8
1944	14	36.7	13	38.7
1948	14	36.3	12	36.0
1952	16	38.7	13	39.0
1956	19	42.7	19	44.8
1960	16	38.3	15	38.6
1964	16	45.7	16	45.6
1968	15	40.2	15	38.1
1972	21	65.3	20	56.8
1976	27	76.0	26	71.0
1980	34	71.8	34	76.0
1984	29	52.4	25	71.0
1988	36	66.6	36	76.9
1992	39	66.9	38	83.9
1996	35	65.3	42	84.6
2000	40	64.6	43	83.8
2004	37	67.5	27	55.5
2008	38	68.9	39	79.8
2012	26	47.2	36	71.3

出所 Harold Stanley and Richard Niemi, *Vital Statistics on American Politics 2015-2016* (Sage, 2015), p. 58.

た。これに多くの党員が抗議し、党大会は大混乱に陥った。党大会の様子はテレビで中継されていたが、多くの国民の前で政権政党である民主党の分裂と混乱が映し出された。大統領選挙ではハンフリーは共和党ニクソンに敗北し、民主党は改革を求められることになった。次の1972年大統領選挙以降、予備選挙数が増加するとともに予備選挙で選任される代議員数が半数を超えることに

⁽⁵⁴⁾
なった。

(3) 政治資金規正

全米を選挙区とする大統領選挙はことに巨額の費用がかかり、しかも年々増大することから候補者や政党は資金調達に追われる。資金調達は、しかし、資金提供者との癒着や収賄などの腐敗につながりやすく、これをどのように防止するのは現在に至るまで大きな課題となっている。

表-7は1862年から1972年までの各大統領選挙における主要2政党候補者の選挙費用の一覧である。1860年大統領選挙ではリンカーンは10万ドルを費やしているが、100年後の1960年大統領選挙ではケネディが9,797,000ドル、ニクソンが10,128,000と両者は約1000万ドルを費やしており、100倍になっている。ニクソンは3回大統領選挙に立候補しているが、最後の1972年選挙では6000万ドルを超え、12年前の1960年のときの6倍にも達している。急激な増大である。

アメリカでは政治資金の規制は早くから行われてきた。1907年のティルマン法により企業の政治献金が規制され、1947年にはタフト＝ハートレイ法により労働組合の献金が規制された。こうしてアメリカでは企業団体献金が禁止され、個人献金中心の政治資金制度となっていくが、しかし、より効率的に多額の献金を得るべく、抜け道が求められた。政治活動委員会 (political action committee) は、メンバーから選挙資金を集めて候補者・政党・政治団体に献金する組織で近年急速に増加し、有力な資金源となっている。それは政治献金のための企業や団体の事実上の「隠れみの」といわれる。

こうした状況に対して、1971年に連邦選挙運動法 (The Federal Election Campaign Act) が制定され、本格的な政治資金規制が開始された。これは大統領選挙と連邦議会選挙にさいして候補者と政党に献金者と献金額の報告ならびに公開を義務づけた。さらに1972年大統領選挙中に起きたウォーターゲート事件後の改革の動きのなかで1974年に連邦選挙運動法は改正され、寄付の制限が設けられた。また、同法により、選挙運動資金活動を監視する連邦選挙委員会 (The Federal Election Commission)⁽⁵⁵⁾ が設立された。

一方で選挙運動資金への公的助成も行われるようになった。いわゆるマッチング・ファンドである。1976年に大統領選挙運動基金法 (Presidential Election

表-7 大統領選挙の費用（1860-1972年）

アメリカ大統領選挙	民主党		共和党	
	年			
	1860	ダグラス \$50,000	リンカーン	\$100,000
	1864	マクレラン 50,000	リンカーン	125,000
	1868	セグマウス 75,000	グラント	150,000
	1872	グリーリー 50,000	グラント	250,000
	1876	ティルデン 900,000	ヘイズ	950,000
	1880	ハンコック 335,000	ガーフィールド	1,100,000
	1884	クリーブランド 1,400,000	ブレイン	1,300,000
	1888	クリーブランド 855,000	ハリソン	1,350,000
	1892	クリーブランド 2,350,000	ハリソン	1,700,000
	1896	ブライアン 675,000	マッキンレー	3,350,000
	1900	ブライアン 425,000	マッキンレー	3,000,000
	1904	パーカー 700,000	T. ローズベルト	2,096,000
	1908	ブライアン 629,341	タフト	1,655,518
	1912	ウィルソン 1,134,848	タフト	1,071,549
	1916	ウィルソン 2,284,950	ヒューズ	2,441,565
	1920	コックス 1,470,371	ハーディング	5,417,501
	1924	デービス 1,108,836	クーリッジ	4,020,478
	1928	スミス 5,342,350	フーバー	6,256,111
	1932	F. ローズベルト 2,245,975	フーバー	2,900,052
	1936	F. ローズベルト 5,194,751	ランドン	8,892,972
	1940	F. ローズベルト 2,783,654	ウィルキー	3,451,310
	1944	F. ローズベルト 2,169,077	デューイ	2,828,652
	1948	トルーマン 2,736,334	デューイ	2,127,296
	1952	スチーブソン 5,032,926	アイゼンハワー	6,608,623
	1956	スチーブソン 5,106,651	アイゼンハワー	7,778,702
	1960	ケネディ 9,797,000	ニクソン	10,128,000
	1964	ジョンソン 8,757,000	ゴールドウォーター	16,026,000
	1968	ハンフリー 11,594,000	ニクソン	25,042,000
	1972	マクガバン 30,000,000	ニクソン	61,400,000

出所 Stephen Wayne, *The Road to The White House 2012* (Wadsworth, 2012), p. 33

Campaign Act) が設立し、大統領選挙予備選挙や本選挙での支出に政府からの助成がなされることになった。原資は国民が所得税を納税申告するさいの任意の寄付であり、一定の条件のもとに大統領候補に助成する。助成を受けようとする候補者は250ドル以下の個人献金を20州で合計10万ドル以上集めなければ

ならない。連邦政府は献金額と同額を納税者からの寄付から助成する。同時にこの制度には支出制限も定められている。2016年大統領選挙では総額9600万ドルの支出制限が定められている。

このマッチング・ファンド制度による助成を最初に受けたのが1976年大統領選挙における民主党のカーターであった。カーターは当初全米的に無名であったが、予備選開始早々から支持が集まり、それとともに選挙資金獲得も進んだことからマッチング・ファンドが強力な後押しとなった。その後もマッチング・ファンドを利用する候補者は続出したが、条件や制限が厳しいことから、近年、資金力のある有力候補は利用しなくなっている。とくに支出制限が制約となっている。2016年大統領選挙では民主党クリントンは総額5億ドル、共和党トランプは総額2億5000万ドル⁽⁵⁶⁾を支出しており、両者ともこの制度を利用していない。

表-8 2021-2022連邦選挙献金額の制限（ドル）

献金者	候補者	PAC	州・地方党委員会	全国党委員会	全国党委員会追加寄付（注）
個人	2900 （選挙ごと）	5000 （年）	10000 （年）	36500 （年）	109500
州・地方 党委員会	5000 （選挙ごと）	5000 （年）	制限なし	制限なし	
全国党委員会	5000 （選挙ごと）	5000 （年）	制限なし	制限なし	
PAC	5000 （選挙ごと）	5000 （年）	5000 （年）	15000 （年）	45000

（注） 党大会などの活動への寄付
出所 US Federal Election Commission

表-8 は2021-2022年の政治献金額の制限である。金額は物価上昇などを考慮して改定される。政治活動委員会が政治献金の有力な資金源となっていると述べたが、年々増加して1974年に608団体であったが、2015年には5763団体になっている。企業系、労働組合系、業界団体系などが多いが数的な制限はないことから、いまや献金の主要な拠出先となっている。⁽⁵⁷⁾

さらに、2010年に「市民対連邦選挙管理委員会事件」判決において、連邦最

高裁は憲法修正第1条に規定される「言論の自由」の観点から、支持する候補者や政党と直接関係のない政治活動であれば、献金額に制限を設けてはならないと決定した。この判決を受けて、支持する候補者から独立し、政治的主張や主義を表明する PAC が設立され、企業や個人から多額の献金を集めるようになった。これがスーパー PAC と呼ばれ、選挙戦に大きな影響力を持つようになった。特定の候補者を直接支持するというよりは豊富な資金力を使って対立候補や政党に対するネガティブ・キャンペーンを行うことが多く、問題を含んでいる。

(4) メディア選挙の普及

候補者や政党についての情報や知識は選挙において不可欠である。アメリカ大統領選挙では19世紀ごろまでは主に新聞がそれらを提供していた。広大なアメリカ大陸では地方紙が発達し、それぞれ党派性を明確にし、選挙民に情報や主張を伝えていた。20世紀に入ると情報手段が急速に発達し、選挙の様相に大きな影響を与えてきている。

まず、1920年代にラジオが登場し、選挙においても重要な役割を果たすようになった。1924年大統領選挙ではすでにラジオによるリポートが始まった。⁽⁵⁸⁾ 1928年選挙ではラジオを使った宣伝も行われている。また、ニューディール改革を推進したフランクリン・ローズベルトはラジオによる「炉辺談話」を駆使して国民に語りかけ、親しみやすい指導者として支持を集めた。

つづいて1950年代にはテレビが一般家庭に普及し、選挙にも大きな影響力を発揮するようになる。候補者はテレビ・コマーシャルを作成し、有権者に訴えるようになった。それは効果的であったが、2つの問題を生じることになった。ひとつは費用の問題である。ことに全米を選挙区とする大統領選挙の場合、全米に宣伝のコマーシャルを流す必要があり、その費用は巨額になった。いまひとつはネガティブ・キャンペーンである。

選挙費用の問題は先に述べたので、ここではネガティブ・キャンペーンの問題をとりあげる。候補者がテレビ・コマーシャルを通じて有権者に訴える場合、自己PRや政策だけではアピールとして十分ではない。どの候補者も行っているからであり、有権者からすれば違いが見えてこない。インパクトがあり、違

いを明確に認識できるのが、対立候補のスキャンダルであり、弱点である。激戦になるほど、対立候補のスキャンダルを暴き、弱点を取り上げて批判することになる。

よく知られているテレビ・コマーシャルによる対立候補攻撃の例を挙げよう。⁽⁵⁹⁾1964年大統領選挙において民主党は現職大統領ジョンソンを擁立し、共和党は保守強硬派のゴールドウォーター上院議員を指名した。当時、ベトナム戦争が拡大しつつあったが、ゴールドウォーターは「ベトナムに核攻撃も辞さない」と過激な発言をしていた。ジョンソン陣営が流したあるコマーシャルで、幼い少女が花畑でひなぎくの花びらを数えながら摘んでいるシーンがあり、花びらを数える声に合わせてカウントダウンが始まり、少女の姿が消えて爆発が起き画面には巨大なきのこ雲が現れる。そして最後にジョンソンの声で「投票日にはジョンソン大統領に投票しよう。投票しないとひどいことになる」と告げている。このコマーシャルはゴールドウォーターが核兵器をもてあそぶ危険な政治家とのイメージを有権者に植え付けるねらいがあった。共和党は激しく抗議し、このコマーシャルは1回しか流されなかったが、選挙ではジョンソンが圧勝した。

1988年大統領選挙では共和党はレーガン政権の副大統領であった G. H. W. ブッシュを擁立し、民主党はリベラル派のマサチューセッツ州知事デュカキスを指名し、激しい選挙戦となった。当初、デュカキスが支持率でリードする展開のなかブッシュ陣営が流したのが、「回転ドア」コマーシャルである。これは、刑務所に多くの囚人が列をなして続々と入ってくるが刑務所の門が回転ドアになって次々と出てくるシーンが流された。犯罪者を捕えてもすぐに解放されるというイメージを与えるねらいである。当時、強盗殺人で収容されていたホートン受刑者がマサチューセッツ州の週末一時帰休制度で刑務所から出て、また強盗殺人を犯したことが問題となっていた。

実際には、その制度はデュカキスの前任の共和党知事のときに導入されたものであり、さらにマサチューセッツ州だけでなく他の州にも導入されていた。しかし、ブッシュ陣営はマサチューセッツ州が犯罪者に甘く、住民には危険をもたらしており、それはリベラルなデュカキスの責任だと攻撃したのである。デュカキスも反論したが、選挙戦はブッシュが逆転し、勝利した。

表-9 大統領候補テレビ討論視聴率, 1960-2020年

年	候補者	日程	視聴率	視聴者数 (100万人)
1960	ケネディ対ニクソン	9月26日	59.5%	—
		10月7日	59.1%	—
		10月13日	61.0%	—
		10月21日	57.8%	—
1976	カーター対フォード	9月23日	53.5%	69.7
		10月6日	52.4%	63.9
		10月22日	47.8%	62.7
1980	カーター対レーガン	10月28日	58.9%	80.6
1984	モンデール対レーガン	10月7日	45.3%	65.1
		10月21日	46.0%	67.3
1988	デュカキス対 G. H. W. ブッシュ	9月25日	36.8%	65.1
		10月13日	35.9%	67.3
1992	クリントン対 G. H. W. ブッシュ 対ペロー	10月11日	38.3%	62.4
		10月15日	46.3%	69.9
		10月19日	45.2%	66.9
1996	クリントン対ドール	10月6日	31.6%	36.1
		10月16日	26.1%	36.3
2000	ゴア対 G. W. ブッシュ	10月3日	31.7%	46.6
		10月11日	26.8%	37.6
		10月17日	25.9%	37.7
2004	ケリー対 G. W. ブッシュ	9月30日	39.4%	62.5
		10月8日	29.6%	46.7
		10月13日	32.6%	51.2
2008	オバマ対マケイン	9月26日	31.6%	52.4
		10月7日	38.8%	63.2
		10月15日	35.0%	56.5
2012	オバマ対ロムニー	10月3日	40.4%	67.2
		10月16日	40.0%	65.6
		10月22日	35.9%	59.2
2016	クリントン対トランプ	9月26日	46.2%	84.0
		10月9日	37.2%	66.5
		10月19日	39.1%	71.6
2020	バイデン対トランプ	9月29日	—	73.1
		10月22日	—	63.0

出所 Harold Stanley and Richard Niemi, *Vital Statistics on American Politics 2015-2016* (Sage, 2015), pp. 184-185 および2016年と2020年についてはニールセン・メディア・リサーチ発表データにより筆者作成。

アメリカ大統領選挙では候補者テレビ討論も大きな役割をはたしている。女性有権者連盟などの民間団体が設立した団体が主催し、回数や形式は主催者が候補者と協議して決める。第1回は1960年大統領選挙で実施された。この時は計4回行われた。1回目は9月26日でケネディが若々しく颯爽とした印象を与えたのに対しニクソンはやや疲れて暗い感じがしたといわれる。事後の調査ではケネディが優っていると評価された。同時にラジオでも中継されたが、ラジオを聞いた人たちの間ではニクソンが優っていると評価されたという。この後3回討論が行われ、ニクソンは挽回に努めたが、テレビでの最初の印象が決定的となり、大接戦の選挙はケネディが制した。

選挙結果にあまりに大きな影響を与えたことから、つづく3回の大統領選挙では実施されなかった。復活したのは1976年からである。また、1976年からは副大統領候補の討論も行われるようになった。しかし、表-9からもわかるように、近年は視聴率も低下向にある。候補者たちは事前によく準備し、ミスや失言をしないように練習して臨んでおり、第1回のときほど差はみられなくなった。⁽⁶⁰⁾

近年、大統領選挙においてテレビ以上に大きな影響力を発揮するようになったのが、インターネットである。選挙情報についてインターネットの利用は1990年代後半から年々増加している。有権者は候補者や政党について政策方針、活動状況、争点などについての情報を迅速に入手できる。また、双方向性が確保されていると質問や意見を述べることができ、直接的コミュニケーションが成立する。

候補者や政党の側からも政策や争点立場の表明や説明、選挙運動への参加要請、投票動員などを行うことができる。なによりもコストが少なくて済む。もちろん、ウェブサイトの構築などの初期費用は必要であるが、いったん構築すると維持費用は少ない。また、候補者や政党にとって魅力的なのは選挙ボランティアの募集と組織化に威力を発揮することである。さらにインターネットによる資金調達もいまや主要な資金獲得源となっている。連邦選挙委員会(FEC)もインターネットによる献金を認め、先に述べたマッチング・ファンド制度の対象としている。⁽⁶¹⁾

アメリカではインターネットの普及とともに選挙運動への利用も活発化して

いった。1990年代にすでに選挙運動に電子メールを活用し、ホームページでアピールする候補者が現れた。2000年大統領選挙では、民主党予備選挙で名乗りをあげたブラッドレーや共和党から名乗りをあげたマケインがインターネットで資金を集めて注目された。インターネットを選挙運動においてより本格的に利用したのが、2004年大統領選挙で民主党予備選挙に名乗りをあげたハワード・ディーンである。最終的には敗退したものの、インターネットで献金を大々的に集め、またブログを駆使して支持を拡大した。

2008年大統領選挙で若者や学生の支持を背景にオバマはディーンのやり方をさらに徹底した。SNSによる支持者拡大とネットによる巨額の献金獲得で勢いに乗り、選挙戦を制した。とくにオバマの選挙運動においては、SNSにより支持者を集めるだけでなく、選挙運動の組織化に活用したことである。集会やイベントに動員し、協力するうえで重要な役割を發揮した。

2016年大統領選挙ではトランプが SNS による情報発信で支持を拡大させた。もともと共和党本流ではなく、政治経験に乏しく、当初は泡沫候補かとみられていたが、豊富な自己資金と活発な SNS 発信で運動を盛り上げていった。彼はテレビ番組の司会者を務めて知名度を高めており、短いが挑発的で印象に残る発言を SNS により繰り返し発して支持者の心をとらえていった。

選挙におけるインターネット利用は、しかし、重大な問題も提起している。まず、テレビキャンペーンでも指摘したネガティブ・キャンペーンである。対立候補への誹謗中傷や攻撃が瞬時のうちに拡散し、強烈な影響を与える。また、虚言や不適切情報が散乱し、政治への不信を巻き起こしている。しかも発信元を確認するのに時間がかかり、責任追及が難しい。

インターネットと選挙の問題は候補者や政党への選挙運動妨害のレベルにとどまらない。次に述べるように、アメリカでは有権者名簿作成や投票方法において電子化が進んでいるが、セキュリティの確保が深刻な問題となっている。いわゆるハッキングなどにより有権者名簿や投票記録の改ざんなどが行われ、選挙自体を破壊しかねない行為が発生している。21世紀になり、インターネットは情報手段としてますます発達しているものの、選挙については有用であることは異論のないところであるが、民主政治そのものを破壊しかねない危険性もはらんでいるのである。

(5) 投票環境の改革

表-10 大統領選挙投票率

年	投票率	年	投票率	年	投票率	年	投票率
1789	11.6%	1848	72.7%	1908	65.9%	1968	62.5%
1792	6.2%	1852	69.8%	1912	59.0%	1972	56.2%
1796	19.9%	1856	80.0%	1916	60.7%	1976	54.8%
1800	32.2%	1860	82.8%	1920	49.3%	1980	54.2%
1804	23.7%	1864	77.0%	1924	49.0%	1984	55.2%
1808	34.9%	1868	80.9%	1928	57.1%	1988	52.8%
1812	38.2%	1872	72.5%	1932	57.3%	1992	58.1%
1816	16.8%	1876	83.4%	1936	61.4%	1996	51.7%
1820	10.5%	1880	81.2%	1940	62.9%	2000	54.2%
1824	26.7%	1884	79.1%	1944	56.2%	2004	60.1%
1828	57.7%	1888	80.9%	1948	52.2%	2008	61.6%
1832	56.5%	1892	76.2%	1952	62.3%	2012	58.2%
1836	56.5%	1896	79.9%	1956	60.2%	2016	58.1%
1840	80.3%	1900	73.9%	1960	63.8%	2020	66.7%
1844	79.2%	1904	65.8%	1964	62.8%		

資
料

出所 Harold Stanley and Richard Niemi, *Vital Statistics on American Politics 2015-2016* (Sage, 2015), pp. 4-5 および2016年と2020年については筆者作成。

表-10は大統領選挙の投票率である。投票率は投票者数を投票年齢人口で除した値であるが、1789年から1824年まできわめて低いのは、先にも述べたように大統領選挙人を州議会で選ぶ州があり、そこでは州民は大統領選挙に投票していないことを反映している。州民の投票で大統領選挙人を選ぶようになり、投票率も上昇していく。しかし、それでもアメリカ大統領選挙の投票率は高いとはいえない。

アメリカの選挙は大統領選挙に限らず議会選挙も州や地方の選挙も投票率は高くはないが、その要因としてよく指摘されるのが有権者登録制である。投票年齢に達すると自動的に投票できるわけではない。選挙管理委員会に有権者登録をする必要がある。また、他の自治体に転居した場合もあらたに有権者登録をしなければならない。登録自体は簡単で公共機関や大学などに登録申請用紙がおいてあり、記入して郵送すればよい。郵送料は無料である。しかし、登録し

そして投票するという二段階の手続きであり、無関心や多忙から登録率しない人は少なくない。ことに若い世代での登録率低下が問題となっている。

有権者登録を促進するために導入されたのが、自動車免許登録のさいに同時に有権者登録する仕組みである。これはモーター・ボーター法案といわれ、1993年全国投票者登録法（National Voter Registration Act）によって実現した。それでも大幅な増加にはつながらなかった。登録期限が選挙の30日前などかなり早く設定されていたことが要因と推定され、投票日に登録することを可能とする州が増加した。2010年までに5分の1の州で投票日に登録できるようになった。⁽⁶²⁾

アメリカでは投票日は伝統的に火曜日となっている。平日であり、仕事のためなかなか投票に行けない人も少なくない。従来、投票所は居住地のある住宅街に設置されることが多かった。投票促進のため、ビジネス街に投票所を設置するところも増加している。さらに、投票率向上のために、コンビニエンス投票の努力も行われている。主なコンビニエンス投票としては、不在者投票の簡易化、早期投票、郵便投票である。

従来、各州では投票日に州外にいる、健康上の理由で投票日に投票に行けない、あるいは州が認めた理由で投票できない人にものみ不在者投票を許可していた。しかし、1980年代ごろからこうした条件を緩和する州が増加している。早期投票も1980年代に増加している。テキサス州は早期投票制度を設けた最初の州のひとつであり、2010年までに32州で早期投票の条項が設けられた。⁽⁶³⁾

郵便投票は1998年にオレゴン州で最初に実施され、2006年にワシントン州でも導入された。その後、コロラド、ハワイ、ユタ州でも導入された。方法はすべての有権者に事前に投票用紙を送付し、有権者は記入した投票用紙を郵送する、あるいは各地に設置された回収箱に投入する。そして投票日に指定の選挙サービスセンターで投票することも可である。2020年大統領選挙では郵便投票が全州で認められた。州により利用要件が異なり、郵便投票の利用要件のない州が34州、利用要件を緩和したのが9州、利用要件をとくに緩和しなかったのが7州であった。⁽⁶⁴⁾

投票環境の改善において大きな転機となったのが、2000年大統領選挙である。共和党ブッシュ対民主党ゴアの間で大接戦が展開され、最後に残ったフロリダ

288(1214) 法と政治 72巻3号 (2021年11月)

州の結果が勝敗を左右することになった。そのフロリダ州も大接戦で集計作業が遅れ、当日、深夜にいたり僅差でブッシュ勝利が発表された。しかし、僅差のうえ不明票が多くみられ、再集計が求められたが、再集計の基準や方法をめぐって対立し、訴訟が提起され、投票日から35日後、ようやく連邦最高裁の決定によりブッシュが勝利した。

この選挙への反省から2002年アメリカ投票支援法（Help America Vote Act: HAVA）が連邦議会で成立し、連邦政府が投票システムや投票者アクセスの改善に支援することになった。この法律のもとで連邦選挙支援委員会（The Election Assistance Commission: EAC）が設立され、各州に改善のための支援や助言が行われた。主な改善内容は従来のパンチ式投票やレバー式投票に代えて電子投票の導入であり、ウェブサイトによる有権者登録の実施である。⁽⁶⁵⁾

これまで、有権者登録や投票方法は州の管轄事項とされたが、連邦政府の財政支援のもとに大きな改善が図られた。いまやアメリカでは電子投票が全面的に導入されており、ウェブサイトによる有権者登録も進んでいる。そして従来郡単位で有権者リストが作成されていたが、州レベルでの作成・記録がおこなわれている。

5 むすびにかえて

先に述べたように、2000年大統領選挙の混乱と紛糾はアメリカの選挙における改革の大きな契機となった。投票方法や集計手続きは改善された。なによりも州の管轄事項とされてきたことから問題の多かった投票方法や集計手続きなどに連邦政府が積極的に関与し、財政的支援とともに改善をはかった。ことに電子投票の導入と推進は大きな成果といえる。

2020年大統領選挙は冒頭述べたようにコロナ禍のもとで異例の展開となった。新型コロナウィルス感染防止のために行われた郵便投票や早期投票の全面的導入などは投票環境の改革につながっている。それらは結果的に投票率向上にもむすびついている。従来、若者や人種的マイノリティの人たちの投票率は低い傾向にあった。投票環境の改善はそうした人たちの投票率上昇をもたらした。なお、この改革については州により積極的に評価するところとそうでないところがあり、次回以降の大統領選挙ではどうなるのか不透明な部分もある。しか

し、多くの州において投票方法の改善のきっかけとなり、投票参加の向上をもたらしたことは間違いない。

本稿の冒頭でアメリカ大統領選挙では建国以来混乱や紛糾がよく発生している」と指摘したが、混乱や紛糾が改革・改善を促す契機になっていることも事実である。コロナ禍のもとでの選挙は民主政治の試練ともいえるが、選挙制度の改善・改革につながっていくことを期待したい。

注

- (1) 合衆国憲法を修正し、大統領を国民の投票で直接選ぶ仕組みを求める動きは古くからあり、現在にいたるまでしばしば提起されている。太田俊太郎『アメリカ合衆国大統領選挙の研究』（慶応大学法学研究会、1996年）、37-77頁で詳しく論じられている。
- (2) 合衆国憲法制定会議は1787年5月25日に始まり、同年9月17日に終了した。つづいて憲法案は各邦の批准手続きに入り、1788年6月ニューハンブシャー邦が批准したところで必要とされた9邦の批准に到達し、発効した。そして初代大統領選挙の手続きに入ったが、13邦のうちロードアイランドとノースカロライナが憲法を批准し、合衆国の州となったのは、選挙後であった。
- (3) 2000年大統領選挙にさいして共和党の指名を得たテキサス州知事 G. W. ブッシュは、父 G. H. W. ブッシュ政権のときの国防長官であったチェイニーを副大統領候補に登用しようとした。もともとワイオミング州出身のチェイニーはこのときテキサス州ヒューストン市に本社のある多国籍企業ハリバートン社の最高経営責任者を務め、テキサス州の住民であった。つまり、大統領候補と副大統領候補がともにテキサス州の住民であり、この条項に抵触することから、チェイニーが州外に居住地を移した経緯がある。
- (4) State of New York 2020 Election Law, Article 2 Section 2-122.
- (5) 2020年大統領選挙におけるコロナ禍と投票をめぐる状況については、湯浅懇道「2020年アメリカ大統領選挙の諸問題(1)」、『月刊選挙』2020年10月1-9頁および同「2020年アメリカ大統領選挙をめぐる諸問題(2)」、『月刊選挙』2020年11月1-8頁が詳しい。
- (6) 1800年と1824年大統領選挙において下院の州別投票で大統領が最終的に選ばれた。
- (7) National Council of State Legislatures (NCSL) のホームページを参照。
- (8) State of New York 2020 Election Law, Article 12 Section 12-70.
- (9) Stephen J. Wayne, *The Road to The White House, 9th Edition* (Wadsworth, 2012), pp. 3-5.
- (10) Charles C. Euchner and John Anthony Maltese, *Selecting The President 1789-1996* (Congressional Quarterly, 1997), pp. 4-5 を参照。
- (11) *Ibid.*, pp. 5-6 を参照。
- (12) Democratic Republican については、日本では共和派あるいはリパブリカン党と訳されることもある。本稿では民主共和派とした。
- (13) Euchner and Maltese, pp. 7-8 を参照。

- (14) *Ibid.*, pp. 8-9 を参照。
- (15) ワシントンの告別演説は天下尚一・有賀貞・志邨晃佑・平野孝編『資料が語るアメリカ』(有斐閣, 1989年), p. 7 に所収。
- (16) Euchner and Maltese, pp. 9-10 を参照。
- (17) Samuel Kernell, Gary Jacobson, Thad Kousser and Lynn Vavreck, *The Logic of American Politics, 8th Edition* (CQ Press, 2018), pp. 441-442 を参照。
- (18) ホイッグ党成立については, 岡山裕『アメリカの政党政治』(中公新書, 2020), 63頁の記述を参照して執筆した。
- (19) Euchner and Maltese, p. 10 を参照。
- (20) 岡山, 前掲書, 80-86頁を参照。
- (21) 貴堂嘉之『アメリカ合衆国史②南北戦争の時代』(岩波新書, 2019年), 100-104頁を参照。
- (22) 人民党綱領については, 天下尚一他編前掲書, 122-124頁に所収。
- (23) Wayne, pp. 9-12 を参照。
- (24) 岡山前掲書, 117頁を参照。
- (25) アメリカ女性参政権運動の歴史については, 栗原涼子『アメリカ女性参政権運動史』(武蔵野書房, 1993年) が詳しい。
- (26) Euchner and Maltese, pp. 8-22 を参照。
- (27) 歴代大統領の評価については, Harold Stanley and Richard Niemi, *Vital Statistics on American Politics 2015-2016* (Sage, 2015), pp. 243-244 を参照。
- (28) Kernell, Jacobson, Kousser and Vavreck, pp. 321-324 を参照。
- (29) アメリカの弼官制については, デビッド・ルイス著, 稲継裕紹監訳『大統領任命の政治学』(ミネルヴァ書房, 2009年), 14-25頁を参照。
- (30) メアリー・エリザベス・ノートン他著, 本田創造監訳『アメリカの歴史4 南北戦争から20世紀へ』(三省堂, 1996年), 62-68頁を参照。
- (31) 20世紀初頭の政治状況については, 同上, 132-141頁を参照。
- (32) 同上, 269-271頁を参照。
- (33) シュレジンジャーは1977年の評価において「失敗した大統領」としている。Stanley and Niemi, p. 240. なお, シュレジンジャーには全10巻にのぼる各回のアメリカ大統領選挙についての詳細な編著がある。Arthur M. Schlesinger, Jr., ed. *History of American Presidential Elections 1789-1984* (Chelsea House, 1985).
- (34) ローズベルトについては, 佐藤千登勢『フランクリン・ローズベルト』(中公新書, 2021年) を参照。
- (35) Euchner and Maltese, pp. 180-194 を参照。
- (36) *Ibid.*, pp. 194-196 を参照。
- (37) *Ibid.*, pp. 197-199 を参照。
- (38) *Ibid.*, pp. 199-203 を参照。
- (39) *Ibid.*, pp. 203-205 を参照。
- (40) *Ibid.*, pp. 205-207 を参照。

- (41) *Ibid.*, pp. 207-210 を参照。
- (42) *Ibid.*, pp. 212-216 を参照。
- (43) *Ibid.*, pp. 215-219 を参照。
- (44) 2000年大統領選挙の経過と問題については、James W. Ceaser and Andrew Busch, *The Perfect Tie: The True Story of the 2000 Presidential Election* (Rowman and Little Field, 2002) を参照。
- (45) 同時多発テロとブッシュ政権の対応については、G. W. ブッシュ著、伏見威蕃訳『決断のとき』(上)(下) (日本経済新聞社, 2011年) を参照。
- (46) 大統領選挙の勝者を決めるさいに州ごとの大統領選挙人の過半数の投票ではなく、一般投票における全国の得票総数で決めようとする動きが出ている。この方法に賛同する州は「全国一般投票州際協定」に加盟し、加盟州に割り当てられた大統領選挙人数が選挙人の過半数の270に達すれば発効する仕組みになっている。これまで、15州とワシントンDCが賛同しているが、まだ過半数には達していない。合衆国憲法第2条第1節(2)において「各州はその州議会の定める方法により、その州から連邦議会に選出できる上院および下院の議員と同数の選挙人を任命する」とあり、可能である。もし実現すれば、選挙人制度は実質的な意味を失い、事実上11月初めの一般投票で決することになる。ただし、この制度では人口の多い州や大都市の動向が重要になり、人口の少ない州の影響力は低下することから、反対論も強い。
- (47) Kernell, Jacobson, Kousser and Vavreck, p. 441 を参照。
- (48) 紀平英作・亀井俊介『世界の歴史23 アメリカ合衆国の膨張』(中公文庫, 2008年), 69-72頁参照。
- (49) Candice J. Nelson, *Grant Park: The Democratization of Presidential Elections 1968-2008* (Brookings Institution Press, 2011), p. 88.
- (50) メアリー・エリザベス・ノートン他著、本田創造監訳『アメリカの歴史2 合衆国の発展』(三省堂, 1996年), 302-309頁参照。
- (51) Euchner and Maltese, pp. 21-23 を参照。
- (52) 1965年投票権法の経過や意義については、安藤次男「1965年投票権法とアメリカ大統領政治」、『立命館国際研究』12巻3号(2000年3月), 175-191頁を参照。
- (53) Wayne, p. 11 を参照。
- (54) Nelson, pp. 26-32 を参照。なお、表-6では2012年大統領選挙までの数値を掲載しているが、2016年大統領選挙にさいしては、民主党・共和党とも37州で予備選挙を実施した。
- (55) *Ibid.*, pp. 9-14 を参照。
- (56) Wayne, pp. 47-51 を参照。
- (57) *Ibid.*, pp. 40-47 を参照
- (58) *Ibid.*, pp. 248-249 を参照。
- (59) *Ibid.*, pp. 276-280 を参照。
- (60) 2020年大統領選挙の候補者テレビ討論は当初3回開催の予定であったが、トランプ大統領自身が新型コロナウイルスに感染し入院したことから、第2回が中止となった。

- (61) Nelson, pp. 75-85 を参照。
- (62) *Ibid.*, pp. 92-94 を参照。
- (63) *Ibid.*, p. 92 を参照。
- (64) 2020年大統領選挙にさいしての郵便投票の状況については、湯浅懇道，前掲論文が詳しい。
- (65) 2002年のアメリカ投票支援法については，梅田久枝「2002年アメリカ投票支援法の実施状況—電子投票制度導入問題を中心に」，『外国の立法』231（2007年2月），152-164頁を参照。2000年大統領選挙における混乱を契機とする投票システム改革，とくに電子投票の導入についてはさまざまな検討がなされた。その経過や検討過程については，Paul Herrnson, Richard Niemi, Michael Hanmer, Benjamin Bederson, Frederick Conrad, and Michael Traugott, *Voting Technology: The Not-So-Simple Act of Casting a Ballot* (Brookings Institution Press, 2008) が参考になる。